

Doing business in Vietnam 2017

日本語版



目次

国の概観	2
ビジネスマナー及び旅行	6
主要傾向及び統計	9
法規制	14
海外投資への門戸の開放	19
金融	20
事業形態	22
労務	26
財務報告及び監査	31
税制度	34

序文

ベトナムは、個性豊かで、非常に魅力的な国です。ベトナム市場へ進出される場合には、多くのビジネスチャンスがあるでしょう。ベトナムは経済成長と近代化が進んでおり、WTO加盟に際する公約実行のために、従来、限定されていた国内産業と分野は開放され、ビジネスチャンスはさらに増加しています。

本ガイドは、ベトナムでのビジネスに関心がある方に向けたガイドとして編纂しました。しかしながら、ベトナムにおけるビジネスの全項目については網羅しておらず、基本的かつ重要な項目についてのみ言及しております。ベトナムの実務において問題が発生した際は、法規制の確認及び専門家によるアドバイスが必要不可欠です。

本ガイドがベトナムでのビジネスを展開するための一助となれば幸いです。専門家によるサポートが必要でしたら、弊社グラントソントンへ是非ご一報ください

留意：

本ガイドの法規制は2017年1月時点で有効なものを記載しています。本ガイドではベトナムでの一般的な情報を記載しており、特定の産業や組織について述べたものではありません。皆様が本ガイドを入手された時点で本ガイドの情報が最新であること、あるいは、将来にわたって本ガイドの情報が最新であるという保証はないことをご理解ください。また、事例ごとに個々の事情を勘案して頂き、かつ、必ず専門家の適切なアドバイスに従って、意思決定されるようお願い致します。

無断で本ガイドの情報に依拠したり、本ガイドの情報に基づいて行動することはお控え頂きますようお願い致します。



Kenneth Atkinson

Executive Chairman



Nguyen Chi Trung

Managing Partner

国の概観

要旨

ベトナムは躍動する新興の市場経済を持ち、急速な発展を遂げている国です。東南アジアに位置し、過去10年の平均GDP成長率は6.1%を誇りましたが、2016年には、成長率は6.21%と前年(6.68%)と比較してわずかに鈍化しました。主な原因として、干ばつによる農作物の不作、石油価格の低下及びその他外部からの諸ニーズの減少が挙げられます。しかし、経済成長を進めてきた根源的な産業構造は変わらず、豊富な労働人口、有利な地理的条件を有しています。2017年のGDP成長率は農業の回復及びその他外部情勢により、6.3%~6.5%へと回復することが想定されます。

ベトナムは330,972.4平方キロメートルの面積を有しており、その広さは日本の約0.88倍です。多くの地域が海に面しており、巨大な大陸棚を有しています。また北部のトンキン湾から南部のタイ湾にかけては線状に群島が存在します。

また、ベトナム国土は細長い「S字」型であり、北は中国、西はラオス、西と西南はカンボジアと国境を接しています。ベトナムは平地、内陸部と盆地といった様々な地形を有しています。

ベトナムの首都はハノイ市であり、北部に位置します。他の主要都市・省としては、南部に、ホーチミン市(Ho Chi Minh City略称: HCMC、サイゴンとも呼ばれる)、ドンナイ省(Dong Nai)、バリアブントウ省(Ba Ria - Vung Tau)、ビンズオン省(Binh Duong)が、北部にはハイフォン市(Hai Phong)、クアンニン省(Quang Ninh)そしてハイズオン省(Hai Duong)が、中部及び東南の沿岸部にはフエ市(Hue)、ダナン市(Da Nang)、クアンナム省(Quang Nam)、クアンガイ省(Quang Ngai)があります。

2016年において経済成長は鈍化しましたが、ベトナム経済をマクロ的な観点で俯瞰すると、経済環境は良好です。インフレ率は記録的に低かった2015年の0.63%か



ハノイ
首都



330,972.4km²
面積



ベトナム語
言語



VND
通貨



+84
国際のダイヤルコード



8時から5時まで
勤務時間



82 位
Doing Business
ランキング



6.2%
GDP成長率



9,100万人
人口

地理と人口

ベトナムはインドネシア、フィリピンに続き、東南アジアで3番目の人口規模を誇ります。また、2015年4月1日付け人口調査によると人口は9,070万人に達しており、世界では13番目に人口が多い国となります。農村人口が約67%を占めます。

ハノイ市はベトナム北部で広い都市地域および農村地域を占めます。2015年末時点での人口は約720万人でした。

ベトナム随一の経済都市であるホーチミン市は約820万人の人口を有します。しかしながら、居住地が未届出である地方からの移住者が多くいることから、ホーチミン市の実際の人口はこの人数を著しく上回る可能性があります。ハノイ市においても、ホーチミン市ほどではありませんが、同様の傾向が見られます。更に、ホーチミン市は、ビンズオン省、ドンナイ省、ロンアン省といった、工業的、且つ近代的な省と接しています。これらの地域は、ホーチミン市に入りきらない人・物を受け入れている現状があります。

政治と法律のシステム

憲法は、概して共産党のリーダーシップの下での人民の権利を規定しています。人民の権力は、中央では国会を通じて、地方では人民委員会を通じて行使されます。

国会は最高代表機関、立法機関であり、国内・外交政策、社会経済上の課題、国防及び安全保障問題について決定します。

国家元首は国会により選出され、内政及び外交において国を代表します。ベトナムの最高執行機関は政府であり、以前は閣僚評議会と呼ばれていました。経済と国家運営の全般を統括しています。ベトナムの裁判所および検察組織は行政組織に類似した構造を有します。中央レベルでは、最高人民裁判所が司法権の最高機関であり、地方レベルでは省および区レベルで裁判所が存在します。

2016年1月にハノイにて、国の代表を決めるために第12回党大会が開かれました。その中で、現職の共産党の総書記であるグエン・フー・チョン氏（Mr. Nguyen Phu Trong）が選ばれました。新大統領にはチャン・ダイ・クワン氏（Mr. Tran Dai Quang）、首相にはグエン・シャン・フック氏（Mr. Nguyen Xuan Phuc）、国会の議長にはグエン・ティ・キム・ガン氏（Madam Nguyen Thi Kim Ngan）がそれぞれ2016年5月に選出されています。

ベトナムの法体系は憲法、法典（Code）、法律（Law）、国会常任委員会令（Ordinance）、政令（Decree）、決定（Decision）、省令（Circular）、指示（Directive）、公文（Official Letter）により構成されています。全てに法的効力がありますが、国会を通過した法律のみが、法律と呼称されます。

国会常任委員会令は法律が公布されていない分野に対して、国会の常任委員会により発行されます。国会が政府へ委託している事項については、公布済みの法律または国会常務委員会令を履行するための政令、決定、省令、指示を政府が発行します。

政令、決定と省令は通常、各省庁と人民委員会を含むその他国家機関により、各々の機関の責任と立法権限の範囲内で発行されます。

注意点として法典、法律、国会常任委員会令は、労働法などと名前で言及されるのに対して、政令、決定、省令や指示については番号、署名日、発行機関名で言及されます。

言語

ベトナム語が公用語です。その他に英語、フランス語、ロシア語、中国語、日本語やドイツ語も普及率こそ異なりますが使用されています。しかしながら、英語がもっとも及している外国語であり、国外取引や海外直接投資関係の法文書ではベトナム語と共に英語が使用されています。また、企業や政府機関のウェブサイトでも英語が使われています。

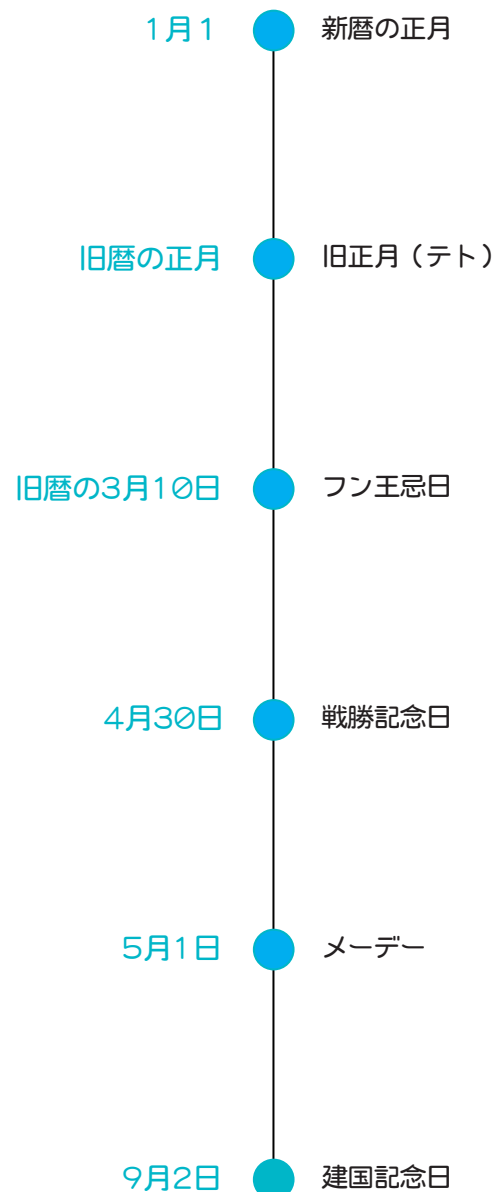
ビジネスアワー/タイムゾーン

ベトナムでは週6日、1日8時間勤務が一般的です。しかしながら、公務員や行政機関の従業員は週5日/40時間勤務が一般的です。その他の機関でも週40時間勤務が推奨されています。1日の時間外労働は4時間を越えてはならず、月では30時間、年では200時間を越えてはならないとされています。政府の許可がある特別な状況においては、年間の時間外労働を1人当たり最高300時間まで延長可能です。

休日・祝日

経済

公的な祝日に加えて、12ヶ月間雇われた労働者は年最低12日の有給休暇を与えられます。



ベトナムは1986年以降、硬直した集権的な計画経済から変化を遂げている発展途上国です。2007年1月にWTOに加盟したことにより、より競争力のある輸出主導型産業が促進されました。ベトナムは2010年から環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）¹の正式な交渉国として交渉会合に加わり、またEU諸国をはじめとする数多くの国とFTA（自由貿易協定）を結び、加えてASEAN経済共同体にも参加しています。ベトナムはこれらの条約・パートナーシップの締結により、特にアパレルや靴の取引において、大きな利益を受けるでしょう。背景には関税0%が適用される米国等との取引の増加に対する期待があります。

農業のGDPへの寄与度は2000年の25%から2016年の16.3%へと縮小している一方、工業セクターのそれは39%から41%への増加しています。外国籍企業の投資はベトナムの経済成長に一際大きく寄与する分野であり、2016年は全投資の23.4%を占め、2015年度の23.3%から更に増加しています。

2016年においては、60,667社のベトナム企業が閉鎖しており、これは2015年度の15.0%減です。新規設立された企業は110,100社であり、前年比では、件数は16.2パーセント増、投資金額は48.1%増でした。また、26,689社が業務を再開しており、これは前年比で24.1%増でした。



雇用水準

2016年12月28日において、15歳以上の人口は5,440万人、その内で労働力対象となる年齢層（女性：15～54歳、男性：15～59歳）の人口は4,770万人でしたが、労働力の66.6%以上は地方にあります。

2016年における実際の就業者数は5,329万人と推定されています。その中で、41.9%は農業、林業及び漁業セクターに従事しており、24.69%は工業、建設業で働き、その他33.41%はサービス分野で働いています。

都市部の不完全就業者率（就業していても労働条件が著しく劣る、もしくは就業が不安定であり、半失業状態にある人の割合）は1.64%であったのに対して、農村地帯では2.10%でした。2016年の年間失業率は2.30%であり、2015年（2.31%）より僅かに低く、2014年（2.18%）よりは高くなっています。なお、都市部の失業率は前年度の3.29%から3.18%へと改善しています。

生活費

2016年に世界中の209の都市を対象としてコンサルティングファーム、マーサー（Mercer）が実施した調査によると、ベトナムの2大都市、ホーチミン市とハノイ市の生活費ランキングは、各々、88位と106位で、2015年の90位と86位から変化がありました。同調査によると、ホーチミン市とハノイ市の生活費はプノンペン（118位）、クアラルンプール（151位）、ジャカルタ（99位）より高く、バンコクに比べると低いという結果が出ています。

生活水準

ベトナムの貧困率は4.45%で前年の5.97%より更に減少しており、1998年の37.4%から大きく改善しています。

2016年9月に国連開発計画（UNDP）が発表した人間開発報告書によると、ベトナムのHDI（人間開発指数）188カ国中116位であり、2013年から順位が5位繰り上げられており、政府による貧困対策、健康対策や教育の改善が功を奏していると考えられます。



4,770万人

労働力対象となる年齢層



33%

就業者数の33.41%は
サービス分野で働いて
います



ビジネスマナー及び旅行

名刺

ベトナムを訪問する際、名刺は会議などで交換する機会が多いので、持参する必要があります。初対面のベトナム人には両手で名刺を渡すのが丁寧です。もらった名刺はすぐにしまわないようにしましょう。相手に敬意を示すために相手の名刺をしっかりと確認し、名前を正しく発音し、肩書きを確認すると良いでしょう。また会議が終了したら、敬意を示すために、自分の名刺入れか財布に名刺を入れると尚良いでしょう。

英語とベトナム語が併記されている名刺を持つ場合は、ベトナム語が書いてある側を上向きにして名刺を提示したほうが良いでしょう。

ベトナム人の名前は姓・ミドルネーム・名の順です。ベトナム人の名前を呼ぶ場合、最後の名前を呼ぶ必要があります。ベトナム共産党の書記長の名前を呼ぶ場合、Nguyen Phu Trong はMr. Trong (チョン氏)と呼ぶこととなります。

使用言語について

多数のベトナム人が高校や大学で英語を学んでいます。学校教育においては英語のネイティブスピーカーと接する機会がないため、生徒たちは会話に慣れていないのが実状です。従ってゆっくりと簡潔に話す必要があります。特定の国や地域特有の英単語・表現を使わない方が良いでしょう。更に話し相手が特定の単語を理解しない場合は、別の同義語を使うようにしましょう。

商談において英語を話せない年長者を軽視し、英語の話せる若者だけと話すことは失礼に値します。通訳者を使う場合でも、話したい相手に向かって直接話し、アイコンタクトを維持するのが丁寧です。

ドレスコード

ベトナムの気候、特に南部は年間を通して高温になるので、企業内で着る服装を選択する際は気をつけましょう。一方、ハノイには冬の季節があり、7~8℃になることもあります。正装は、男女共にスーツで、男性はスマートズボン及び襟付シャツにネクタイ、女性はスカートとブラウスが良いでしょう。

握手

握手は、挨拶の際に交わされます。左手を右手首の上に置いて、両手で握手するベトナム人もいます。



ビジネスでの諸注意

ベトナム人は、礼儀正しい民族であり、頻繁に笑顔で相手に同意しますが、実際には相手の言っていることを完全に理解していない可能性があります。笑顔とうなずきは通常、相手が話したことのみを確認したことを意味し、合意を意味するとは限りません。

複雑な内容を話し合う会合においては、名刺、交渉で利用可能な二言語の販売カタログを携帯すると良いでしょう。両者が議論したい項目を明確にするために事前に議題や、関連文書をベトナム語に翻訳して持参すると尚良いでしょう。

飲食店での接待はベトナムでは一般的です。食事の乾杯は頻繁に行われます。また、食事中に喫煙するベトナムの男性は多くいます。食事中に振舞われるコニャックやウイスキーは乾杯の後に飲まなければなりません。

乾杯を返す習慣もあります。一般的な乾杯の挨拶は「Tram Phan Tram」（一気飲み）及び「Chuc Suc Khoe」（健康のために）です。

営業会議

会議において目上の人を立てる文化を理解する必要があります。目上の方は部屋に先に入らなければなりません。また、会議での沈黙は相手に同意しないことを意味します。相手の面子をつぶさないよう注意しましょう。

人間関係はビジネスでの関係を構築するに当たり、非常に重視すべき要素です。仕事上のみならず、個人としても良好な関係を築くことを心がけましょう。初めて会合を持つ相手とは相互理解に時間を費やし、良好な関係を構築することが大切です。

通貨

ベトナムの公式通貨はベトナムドン（以下VND）です。現行の法規制上、企業が広告・宣伝をする際にはVNDのみを使うように指定されています。外貨を使って柔軟な業務をする必要とする企業は申請・認定を受ける必要があります。

ベトナムを訪問する際、米ドル（以下USD）などの外貨を持つことが望ましいでしょう。通貨換算するのは小額紙幣より高額紙幣の方が換算レートが良いでしょう。いくつかの銀行ではトラベラーズチェックをUSDに交換することができます。

近年、現金自動支払機（ATM）が飛躍的に伸びており、16,937台以上のATM、223,381台以上の販売所（POS）が全国に配置されています。これにより安全かつ低コストでベトナムの通貨を得ることができます。しかしながら、主要都市以外へ出向く際はATMだけに依存しない方が良いでしょう。

チップはベトナムの習慣にはありませんが、サービス分野においては、小額のチップを渡すことが近年一般的になってきました。一般的にチップの金額は総額の10%が目安となりますが、サービス次第では増減することも可能です。

贈物

初めて会う人に贈り物を持参することは一般的ではありません。しかしながら、夕食または適切な場で小さなお土産を渡すことは問題ありません。贈る気持ちが大切です。

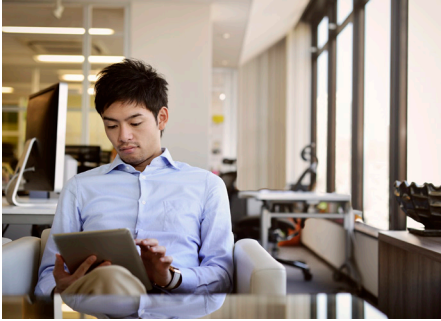
チョコレート、コニャック（男性の場合）または自国からの小さなお土産は喜ばれる物の一例です。

ベトナムへの旅

ビザ

ベトナム訪問にはビザが必要です。法律上は観光ビザで出張することは認められませんが、この部分について厳密に調べられることはありません。ベトナムは東ティモールとミャンマーを除くASEANの各国と二国間相互査証免除協定を締結しています。またデンマーク、フィンランド、スウェーデン、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、日本、韓国、ノルウェー、ベラルーシ、ロシアの市民がベトナムを訪問する場合、15日未満の滞在であればビザは免除されています。現在、政府はオーストラリア、ニュージーランド、インド、カナダ及びその他ヨーロッパ諸国の観光客へのビザの免除を検討しています。

ビジネスビザを取得するためには、申請者がベトナムの法人より後援を受ける必要があります。後援者になれるのは、訪問者のベトナムでのパートナー先、訪問者の所属機関の支店・駐在員事務所の代表者、貿易支援機関、コンサルティング会社が挙げられます。申請者はビザ発給のために母国のベトナム大使館若しくは領事館に写真付きのビザ申請フォームとパスポートを提出し、ビザスタンプ手数料を支払う必要があります。本年2月より、ベトナムの入国に対するe-Visaの発行を開始し、日本を含む40カ国からの来訪者は30日のシングル入国ビザの取得が可能となりました。



一般的に1ヶ月毎に更新するビザが発行されます。3ヶ月から6ヶ月まで有効で複数回出入国ができるビザは一般的にベトナムへ定期的にビジネス目的で訪問する場合に取得できます。ケースバイケースですが、6ヶ月のビザは大手の旅行社やベトナムへの投資を行っている投資家に対して発行されることがあります。

大使館に行かずとも、特定の旅行代理店を介して、もしくはインターネットで申請して、事前に書類を取得し、ハノイやホーチミンの空港への到着時にビザを受け取ることもできます。

観光客や出張者が容易にビザを取得できるよう、ベトナム入国管理局はアライバルビザの提供を開始しました。アライバルビザは旅行者がオンラインでベトナム入国管理局へ承認状の申請をすることができる制度です。料金を支払った後、ベトナムの国際空港に到着した際にビザが発行されます。しかしながら、このビザの発効は到着時刻次第では空港で30～120分の時間を要し、特にホーチミン市では本傾向は顕著です。よって、空港での膨大な待ち時間を節約するために、事前に大使館へ行って申請手続きを経た上で入国されることを推奨いたします。

国際空港及び輸送

ベトナムに入国する際の主要な拠点は、ホーチミン（サイゴン）、ハノイ、ダナンです。ホーチミンのタンソンニャット国際空港は、中心街から約7キロの場所に位置しており、中心地へのタクシー料金は15万～20万VND（約USD7-9）です。ハノ



イでは、ニャッタン橋の施工が完了し、ノイバイ国際空港から商業地区への距離は約25キロに縮小されました。車で約35～45分かかり、タクシー料金は30万～40万VND（約USD16～18）です。ダナン国際空港はベトナムの第三国際空港であり、ベトナム中部にアクセスするための重要な拠点です。空港は中心街から南西に向かって2.5キロで、ダナン市中心部からは車で5分程度です。

訪問者は、ベトナムでタクシーメーターのあるタクシー、もしくはUber、GrabTaxi等のアプリタクシー、または空港から直接出入りを認証されている事業者の利用が推奨されます。また、利用する会社はMai Linh, Vinasun, TaxiGroup や Phuong Trang等の評判の良いタクシー事業者を選ぶべきです。全国的に違法またはコピーキャットのタクシー事業者が多数営業されているので注意しましょう。特にメーターのないタクシーは避け、新しい車でロゴもしっかりしているタクシーを選ぶか、送迎者を頼むことが望ましいでしょう。

入国・出国の要件

訪問者はベトナムに入国する際、無制限に外貨、金、銀、貴金属や宝石、めっき品などを持ち込むことができます。ただし、税関の申請書に詳細な情報を申告する必要があります。5,000USDまたは1,500万VND以下に相当する外貨やベトナム通貨は申告する必要はありません。ポルノや政治的に敏感な内容を扱った書物以外の書籍や他の印刷物は自由に持ち込めます。

書籍や他の電子メディアは内容が法



令に準拠したものであるかどうかを確認するために検閲を受ける可能性があります。出入国の際、他人の手紙、荷物等を持参することは違法です。仏の骨董品を持ち出すことも違法です。国際線到着時出口には荷物をX線検査機に通すこととなります。国内線利用時も、荷物を回収する際、預け荷物のクレームタグを頻繁に要求されるため、忘れずに持っておくようにしましょう。

主要傾向及び統計

概要

世界経済フォーラム(WEF)の2016-2017年国際競争力レポートによると、ベトナムの順位は昨年から12位順位を上げ138カ国中60位となりました(前年は140カ国中56位)。また、2016年10月において、ベトナムの経済や財政の改善により、格付け会社フィッチレーティングがベトナム国債の格付けを前年同様「BB-」としました。

2016年にベトナムの輸入額及び輸出額はそれぞれ前年比+8.6%(1,759億USD)と+4.6%(1,733億USD)延びており、貿易収支は26億USDの黒字となりました。

主要輸入品

2016年の輸入総額は1,733億USDでした。

ベトナムの主要輸入品

出典：ベトナム統計局(GSO)

単位：10億USD

主要輸入品目	2016	%	2015	%
機械・設備部品	28.1	16%	27.6	17%
電子機器、コンピュータ・部品	27.8	16%	23.1	14%
電話・部品	10.6	6%	10.6	6%
織布	10.5	6%	10.2	6%
鉄、鉄屑	8.0	5%	7.5	5%
プラスチック	6.3	4%	6.0	4%
繊維、はきものための副原料	5.1	3%	5.0	3%

中国はベトナムの輸入額の大半(498億USD)を占め、2015年に比べて0.5%上昇し、次いで韓国、ASEAN諸国、日本の順となりました。

主要輸出品

2016年の輸出総額は1,759億USDでした。

ベトナムの主要輸出品

出展：ベトナム統計局(GSO)

単位：10億USD

主要輸出品目	2016	%	2015	%
電話・スぺア部品	34.5	20%	30.2	19%
繊維	23.6	13%	22.8	14%
電子機器、コンピュータ・部品parts	18.5	11%	15.6	10%
フットウェア	12.9	7%	12.0	7%
その他機械・設備	10.5	6%	8.2	5%
海産物	7.0	4%	6.6	4%
木材	6.9	4%	6.9	4%

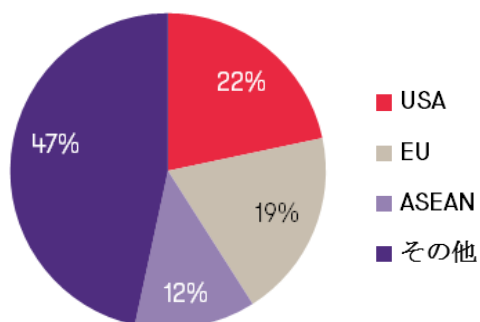
2016年における輸出額の大半を電話・部品が占め、輸出額は345億USDに及びます。次いで繊維（236億USD）、電子コンピューター部品（185億USD）が並びました。成長の面では、その他機械・設備が28.27%伸び、電子機器、コンピュータ・部品が18.39%上昇し、高い成長率を達成しました。

2016年における、最大の輸出先はアメリカであり、381億USDを占め、14%上昇し、次点のEU（340億USD）は、前年比10%の増加しました。

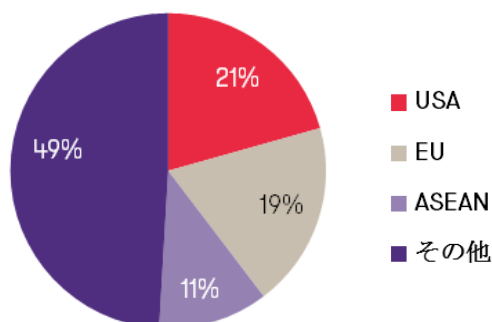
ベトナムの主要輸出市場（比率）

出展：ベトナム統計局(GSO)

2016



2015



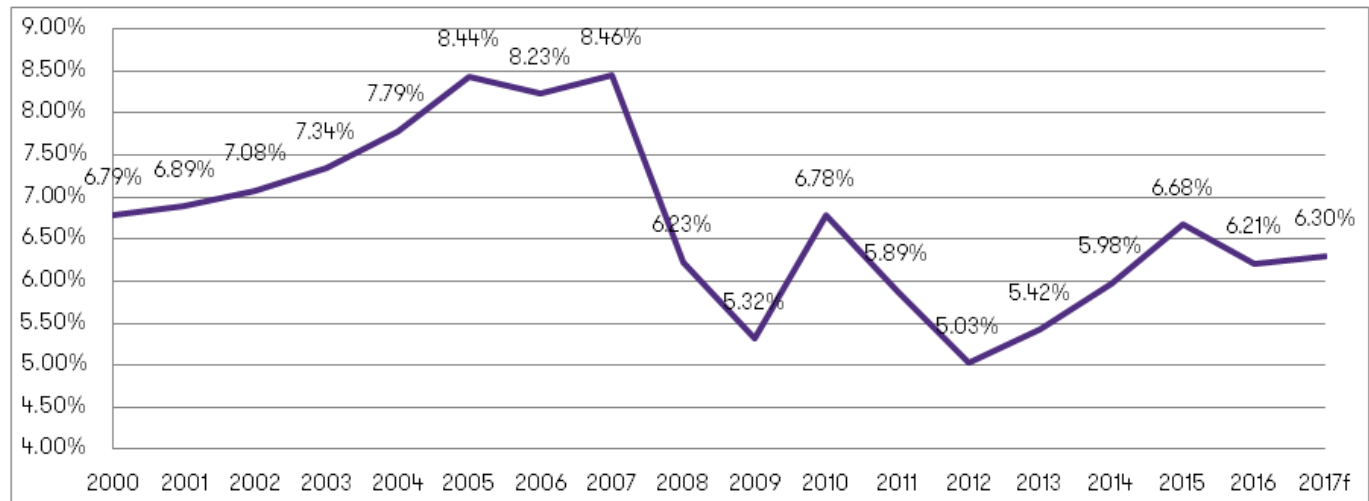
経済環境

国内総生産（GDP）成長

2016年のGDP成長率はやや鈍り、6.21%でした。2017年の経済成長は6.3 - 6.5%へと持ち直すことが期待されています。

GDP成長率(2000-2017f)

出展：ベトナム統計局(GSO)

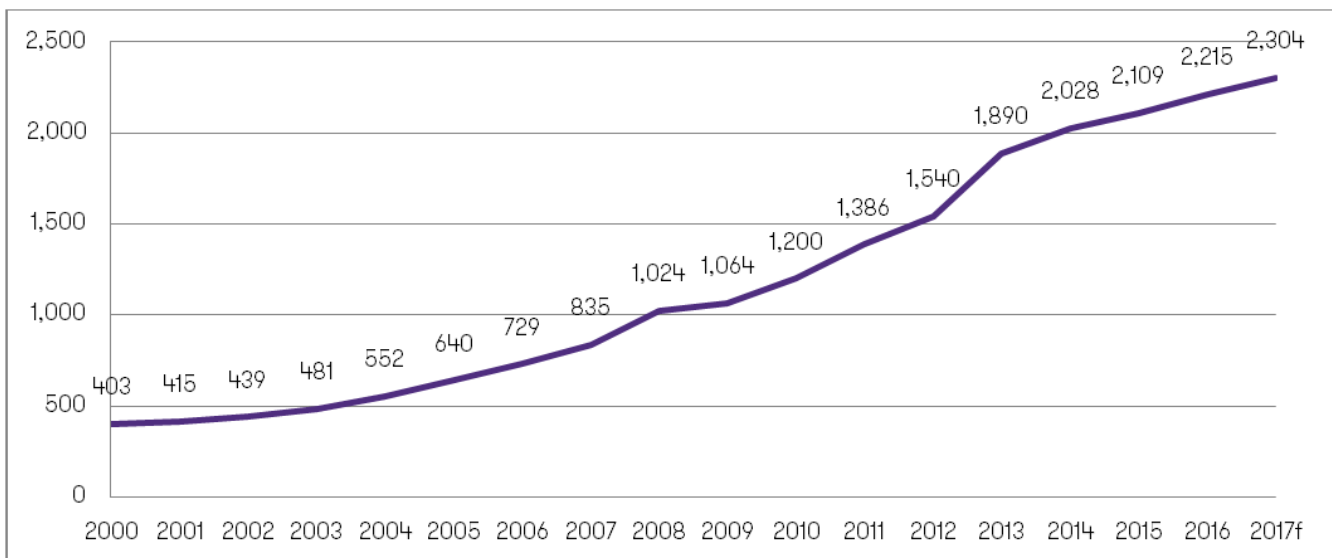


一人当たりのGDP

一人当たりのGDPは2000年以降、順調に伸び続けました。下図で示すとおり、2016年に一人当たりの平均GDPの2,215USDを表示し、2015年に比べて5.03%増加しました。ホーチミン市、ハノイ市などの主要な都市の一人当たりのGDPは他の地域に比べて著しく高い現状です

一人当たりのGDP(2000-2017f)

出典：計画・投資省（MPI）

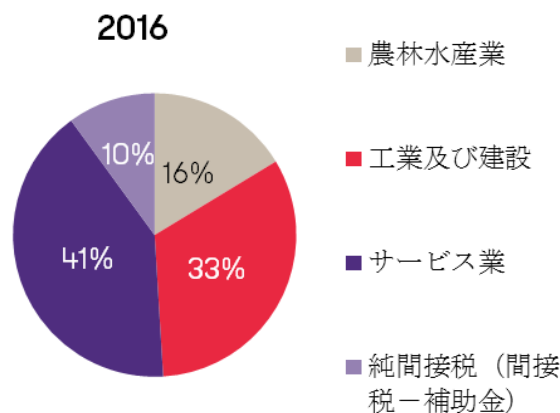


GDPの分野別構成

2016年においても昨年同様、サービス業がGDPの大半（41%）を占めました。二番目に工業・建設業、次いで農林水産業が並びます。

GDPの分野別構成（分野別）

出展：ベトナム統計局（GSO）



国外直接投資（FDI）

2016年のFDI認可額は、2015年に比べて7.1%増加し、24億USDとなりました。その内、新規登録は152億USDでした。

業種単位で見ると、2016年において最も多くの投資があったのは加工業（全体の64%）であり、次いで卸売り・リテール業（8%）、不動産業（7%）と続きます。

2016年における、韓国、香港、シンガポール、日本、台湾そして中国を含むアジア諸国は、前年同様ベトナムでのFDI投資の大半（65%）を占めています。

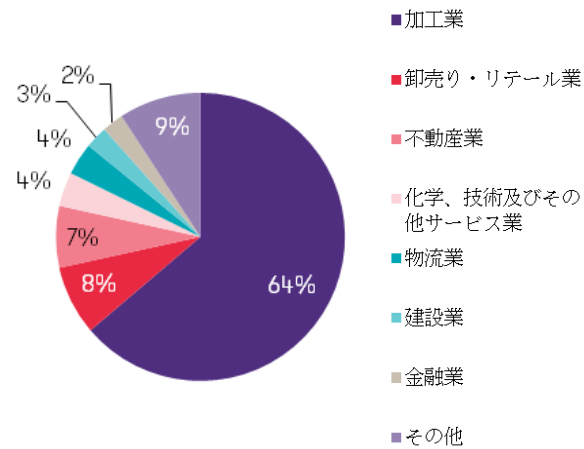
登録されたFDI認可額（2000 - 2016）

出典：ベトナム統計局（GSO）



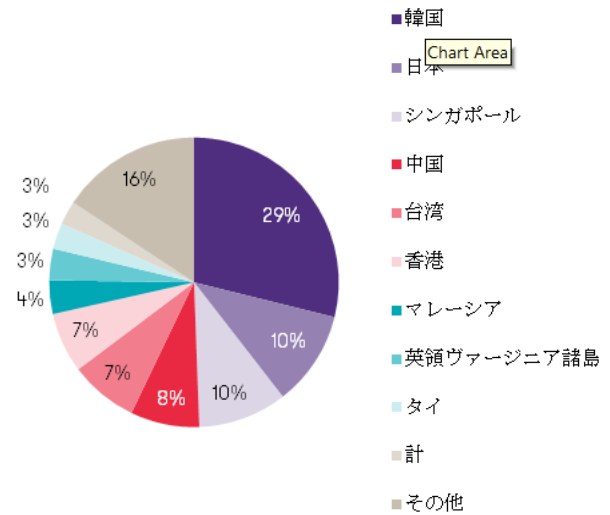
登録されたFDI（分野別、2016）

出典：計画・投資省（MPI）



国・地域別FDI認可額(2016)

出典：計画・投資省（MPI）

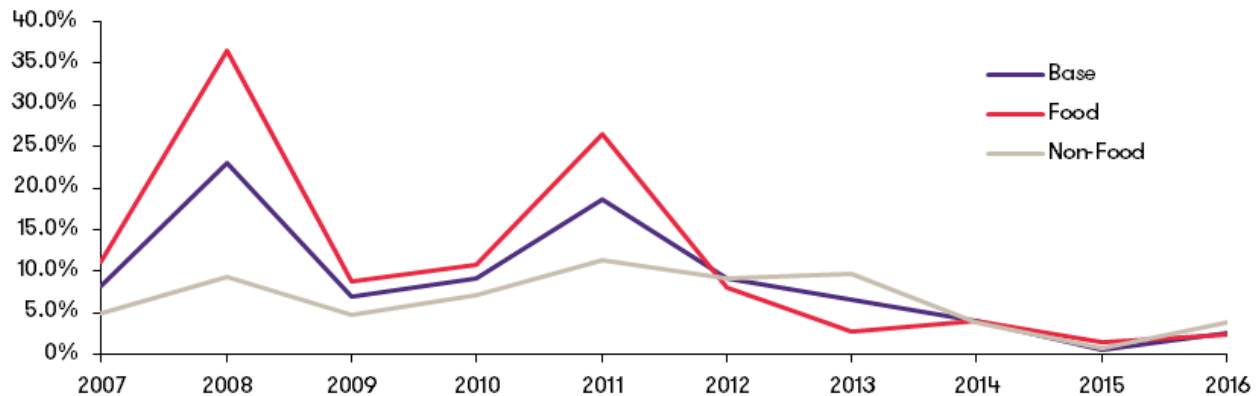


インフレ率

ベトナムのインフレ率は2009年～2015年の間に平均7.9%でしたが、2016年度のインフレ率は2.66%であり、記録的に低かった2015年（0.63%）からは上昇しました。

ベトナムの年間インフレ率（2006-2016）

出展：ベトナム統計局



法規制

概要

ベトナム社会主義共和国の政治システムは一党独裁体制と定義することができます。本体制では共産党が主導的な役割を果たしています。

行政権は政府に集中しており、従来政府は閣僚会議として知られていました。政府は経済と国家の全般的な運営について統括し、政府の長は首相です。

大統領でもある国家元首は、内政と外交において国民を代表し、国民議会にて首相や他の職員を任命することができます。

中央政府の下には人民評議会及び人民委員会があります。人民評議会は市民により直接選出され、人民委員は人民評議会より選出されます。人民評議会及び人民委員会は省、区、自制都市という3つの各区分にて存在します。

国民議会は最高の立法機関で、国内外の政策、社会経済的な問題、安全保障と国防の問題への対策に関する決定を下します。定員は500名で、4年の任期を務め、一般投票により選出されます。国民の基本的な人権・権利については憲法の規定に基づき共産党が主導して行使すのに対して、国民の意思決定は中央では国会で、地方レベルでは現地の人民委員会により決定が下されます。

ベトナムの司法機関は執行機関とは独立した機関です。法制度は、憲法、法典 (Code)、法律 (Law)、国会常任委員会令 (Ordinance)、政令 (Decree)、決定 (Decision)、省令 (Circular)、指示 (Directive)、公文 (Official Letter) で構成されています。なお、憲法は国の最高法規です。どの文書にも法的効力がありますが、国民議会を通ったモノのみが法律と見なされます。

ベトナムの裁判所と訴訟の制度の構成は行政システムと同様です。中央レベルでは、最高人民法院はベトナムの最高司法機関です。地方レベルで、省単位と県単位で裁判所が存在します。法的決定は人民裁判所、人民の視察団、軍事法廷、特別法廷によって下されます。

情報保護

ベトナムでは包括的な個人情報保護法制が存在しません。代わりに情報の保護に関する規定は各法律にて個別に規定されています。

- ・ 憲法
- ・ 民法 (Law No. 33/2005/QH11)
- ・ 消費者権利保護法 (Law No. 59/2010/QH12)
- ・ 電子商取引に関する法律 (Law No. 51/2005/QH11)
- ・ 情報技術の利用に関する法律 (Law No. 67/2006/QH11)
- ・ 保険法 (Law No. 61/2010/QH12より改正された Law No. 24/2000/QH11)
- ・ 金融機関に関する法律 (Law No. 47/2010/QH12)

上記の情報保護の規定はすべての個人、企業や国家機関に適用されます。公的な定義はありませんが個人情報は少なくとも氏名、生年月日、職業、肩書き、連絡先、電子メールアドレス、電話番号、ID番号、パスポート番号のいずれかを含み、十分に正確に主体の身元を特定できる情報と一般的に定義されます。

個人情報を保有・使用する団体、法人または個人が遵守すべき主要な情報保護規定は以下のとおりです。

- ・ 個人のプライバシーの秘密に対する権利は尊重され、法律により保護される
- ・ 個人のプライバシーの情報・資料を収集し、公表する場合、本人の同意を得なければならない。ただし、権限のある国家機関の決定に従い情報・資料を収集し、公表する場合を除く
- ・ すべての電子の申請書の情報は守られ保持されなければならない。電子情報の検査は法律で規定されかつ権限のある国家機関の決定がある場合において行われる
- ・ 個人の情報・資料の収集、処理、利用には本人の同意を得なければならない。ただし、法律に定められた例外に当たる場合を除く
- ・ 個人の情報・資料の収集、処理、利用用途、範囲、場所、目的は本人に通知されなければならない

- ・ データは法律、または二者間の契約の規定によって定められた一定期間のみ保存・使用できる

- ・ 情報を保持する者は情報が紛失、盗難、開示、変更または壊されないように必要な措置を講じなければならない

- ・ 個人情報 that 不正確である場合には必要な措置を講じ、更新し、修正しなければならない

- ・ 情報は本人の同意を得られる場合にのみ第三者に転送することができる

ベトナムで個人情報の保護について管轄する公的機関はありません。従って、個人情報を収集し、処理し、破壊することについて規定した通知、スキームは存在しません。情報保護の責任者の任命に関する法的規定もありません。

個人情報を保護する措置を怠った個人または法人は2,000万〜3,000万VND (900-1400 USD)の過料を負うことがあります。

為替の管理

国外からの投資及びビジネス契約を取り交わす外国籍企業の為替取引の管理はベトナム中央銀行（SBV）が管轄します。

外国籍企業及び事業協力契約（BCC）に携わる事業者はベトナムで認可されている金融機関でVNDの口座または外貨口座を開かなければなりません。ただし、SBVの承認を得れば、外国籍企業は外国銀行で口座開設することが可能です。

加えて、外国籍企業及びBCCに携わる事業者は認可された取引を執り行うために外貨を商業銀行より購入することができます。ただし、外貨を購入する権利を有していても、それがその事業に必要な外貨の需要を満たすことを保証するものではありません。ただしインフラ整備や他の非常に重要なプロジェクトの場合はこの限りではありません。

外国籍企業及びBCCに携わる事業者は資本金、外国債務、利益及びその他正当な国外投資収益に関する取引で利用される「資本金口座」を開設しなければなりません。資本金口座に加えて、VND口座または外貨口座を開設することができます。ベトナムの企業が国外で口座開設を行う際などの特定の条件にも適用されます。

すべての海外債務（1年未満の短期貸付を除く）はベトナム中央銀行に承認され、登録される必要があります。外国籍企業が行うローン等の海外債務に関するすべての取引は資本金口座を通じて行わなければなりません。様々な金融取引のためのUSDまたはVNDへの変換は取引が行われた日付の商業銀行の為替レートを基準にして行われます。

輸出される商品やサービスを提供する見返りに外貨収入を得る居住者、または国外からの外貨収入を得る非居住者は利益をベトナムで認証された信用事業所での外貨口座に振込まなければなりません。これは、契約書が支払伝票に記載されている支払い期限に従って振込は行われるべきです。

外貨の振り込みを受けた法人は認可された銀行に開かれた外貨口座へ振り込むか、もしくはその外貨を認可されている金融機関に売る必要があります。

外国籍投資家は、配当及びベトナムで受けた法的な収入及び投資プロジェクトの清算後の純資産残高を国外に移送することが許可されています。この取引は資本金口座を通じて行わなければなりません。

マネーロンダリング規制

ベトナム政府はアンチマネーロンダリングに関する法令 No. 07/2012/QH13を発行し、2013年1月1日より有効となりました。

ベトナムの法律の規定により企業は一定の基準を超える取引及び疑わしい取引があった場合、ベトナムの金融情報機関（FIU）に報告しなければなりません。また、下記規定の順守が求められています。

- ・ 宝石販売者は3億VND以上の取引の内容を確認し、報告しなければならない

- ・ 証券ブローカー・ディーラー及び不動産会社は金額にかかわらず、すべての取引をFIUに報告しなければならない

- ・ 個人又企業が6ヶ月の間、他の取引を行わず、1日当たり3億VND以上の取引を行う場合、銀行は個人の身元または事業の内容を確認しなければならない

- ・ カジノでの賭金または賞金が1日当たり6,000万VND以上の者の身元を事業主は確認しなければならない

- ・ 慈善団体は、寄付を受けた組織または個人の名前と住所を報告する必要があり、資金を使用した用途を報告しなければならない

- ・ すべての報告を行う組織は彼らの事業が安定し、法令が遵守され、リスクが軽減されるようアセットマネジメント（AM）のリスク評価を行わなければならない

上記の規定に従わない場合、行政罰が課されることがあります。疑わしい取引を報告しない場合は500万〜1,500万VND (220 -660 USD)の罰金が課されます。当局により禁止されている活動に携わったと通報を受けた場合、1,000万〜3,000万VND (440-1320 USD)の罰金が課されます。マネーロンダリング活動に関与する個人に対しては罰金及び1年〜15年の刑期が課され、1年〜5年の間に特定の専門職に就くことが禁止されます。

知的財産権

特許、商標、サービスマーク、著作権及び工業デザインを含む知的財産権（IPR）の保護の重要性を、ベトナム政府は認識しています。IPRに関する相互貿易協定の規定の実施によって、ベトナムは知的財産を保護する公約を作成しました。相互貿易協定の財産権の章は、知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定を基に規定されました。

国家知的財産庁（NOIP）は知的財産権の登記に責任を負う機関です。知的所有権を登録したい外国籍の法人や個人は認可されたエージェントを介して申請書を提出する必要があり、その後でエージェントが申請書をNOIPへの提出が求められます。

文化情報省の下に位置する著作権保護事務所は著作権の保護を管轄します。





著作権

著作権は文学作品、演劇著作物、音楽著作物、芸術的作品、レイアウトやタイポグラフィ、記録媒体および放送媒体などを保護することができます。著作権のあるものは公開されれば自動的に保護されます。

著作権保護の付与

登録がなくても著作権は自動的に付与されます。ただし、著作権を登録をしておいたほうがよいでしょう。

作者または著作権の所有者もしくは委託された他者は直接、文化情報省の文学と芸術に関する著作権の部門に申込書を提出することができます。

所有者は著作物に対する権利侵害を防ぐための技術的保護の適用を含む道徳的、経済的権利を付与されます。

違反

著作権を侵害され、他者に自己の保護されるべき著作物を作成、分配、展示、演奏された場合、所有者は以下の行動を起こすことができます。

- ・ 侵害行為の終了、誤った情報の訂正及び違反者への弁償の要求
- ・ 監督当局に行政、民事または刑事上の制裁の適用の要求

期間

著作物を命名する権利、著作物に作者の名前を付ける権利、著作物が公開された時に作者の名前を公開する権利に有効期限はありません。

ただし、映画の作品、写真、応用美術および無名著作物に対しては公開された日より75年まで保護されることとなります。

その他の著作物は作者の生存期間及び死後50年まで保護されます。



特許

特許は工業分野に適用される発明を保護します。特許を付与される条件は発明が新しく、進歩性を有するものであり、また過去に他者が経験したことがなく、かついずれかの工業分野にて適用できる可能性を有するものでなければなりません。

特許保護の付与

特許は、他者の下記行為を止めさせるために、法的手段に訴える権利を所有者に与えます。

- ・ 製造または製造過程において特許権の内容が用いられている場合
- ・ 特許の内容が組み込まれたものを販売する場合
- ・ 発明者の承諾なしに上記の行為に第3者を誘導すること

特許は国家知的所有権庁に登録されることが必要です。登録することにより権利は保護されます。所有者は著作物に対する権利侵害を防ぐため、技術的保護手段の適用権を含む道徳的、経済的権利が付与されます。

違反

特許の侵害は所有者の承諾なしに特許権の付与される商品の生産、使用、販売、輸入することを意味します。

また、特許侵害される場合、所有者は違反者に侵害行為を止めることの要求、または監督当局に行政、民事または刑事上の制裁の適用を要求できます。

期間

提出日から20年間



商標権

商標権は他社の商品・サービスと区別できる特徴を有するシンボルである必要があります。これらのシンボルとして言葉、個人名、デザイン、投書、標語、音、匂い、サイン、独特の色であることなどがあげられます。

著作権保護の付与

国家知的所有権庁へ商標権の登録をすることにより、所有者の商標権が保護されます。ただし、商業界で実際に使用されている著名な商標は対象外です。

所有者には商標権に対する独占的な権限が付与されます。

違反

商標権侵害の例としては下記があげられます。

- ・同一または同様の商品・サービスに対して同一または同様の商標を利用することにより消費者に混乱させた場合
- ・同一性若しくは類似性のある商標を使うことにより登録商標の侵害もしくは不公平に利益が分配される場合

なお、商標権侵害される場合、所有者は違反者に侵害行為の停止の要求、または監督当局に行政、民事または刑事上の制裁の適用を求めることができます。

期間

10年（10年の更新が可能）



デザイン

3次元配置、線図、色、またはこの要素の組み合わせにより具体化されている工業デザイン、すなわち商品の外観が斬新でかつ創造的な性質がある場合、または工業に適用できるデザインは保護されます。

特許保護の付与

デザイン（意匠権）を登録することにより、登録者はデザインの使用及び第三者による転用に関する独占的な権限が付与されます。

意匠権の申告は国家知的所有権庁に行います。

違反

意匠権侵害の行為は関係者以外が保護されているデザインと同じまたは実質的に同様の品物を作成した場合、または違法コピーのための設計文書の作成する場合です。

期間

意匠権は申告日から5年間にわたって保護されます。5年間更新を2回まですることができます

海外投資への門戸の開放

2016年における海外からの投資は減速しました。直接投資の登録額は151億8,200万USDであり2.5%の低下で、追加投資の登録額は576億5,000万USDであり前年の81%相当でした。その一方、海外資本により全資本の50%以上、または外資規制のある業種に対する資本投下・部分的な買収の実施金額は34億2,500万USDであり、前年の5割増でした。逆に直接投資の登録後の実際の資本注入額については158億USDであり、前年から9%増加しています。総括すると、2016年末時点において、新規・追加で投資された資本、及びその他買収・投入された資本の合計は244億USDとなります。

1980年代後半にベトナム経済が海外投資に門戸を開放して以来、ベトナムの生活水準は向上し、経済は大きく発展しました。海外直接投資は国の発展に不可欠な要素と認識され、政府は投資環境の整備等を通じた積極的な外資の流入誘致を実施しています。

加えて、世界貿易機関（WTO）が提示したスケジュールに基づく要求を満たすため、政府は海外からの投資に対して、部分的、もしくは完全な開放を特定の業種に対して実施しており、開放される業種は年々増加しています。

2015年においてベトナムは多くの自由貿易協定の締結に成功している一方、2016年においては、多くの協定の発効が実施されました。具体的には、VCUFTA（ベトナム対カザフスタン、ロシア、ベラルーシの関税連合）、VKFTA（ベトナム対韓国）、VCFTA（ベトナム対チリ）そして、Vietnam - EAEU（ベトナム対ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス）が挙げられます。

2016年2月1日、交渉が完了したことにより、ベトナム・EU自由貿易協定が発行されました。本協定は2018年に発効予定であり、EU市場へ輸出を行う際のルールの緩和、関税の低下及び及びEUからの労働者に対する就労許可取得要件の緩和等を定めています。

2016年2月4日にTPPはニュージーランドのオークランドで署名され、5年間の交渉は幕を閉じました。現在は2年間の猶予期間となり、批准の準備が進められています。しかし、アメリカの大統領に選出されたドナルド・トランプ氏はTPPから離脱する大統領令を発布しました。アメリカがTPP経済圏のGDPに占める割合は全体の6割にも上り、アメリカが離脱したままTPPが発効した場合に経済圏で得られる各国の利益の採算は大きく変わってしまいました。

法整備の早急な進歩の他に、それまでベトナム社会の発展の足かせと見なされていた官僚的な行政手続きについても、改善が見られ、一部手続きが省かれることにより、各種手続きの所要時間は大幅に短縮されました。2016年における輸出入関税手続きにかかる所要時間は輸出が108時間、輸入138時間へ短縮されており、2020年には輸出を36時間、輸入を41時間へと短縮することを目指します。

更に、納税手続きへの所要時間については、2013年以前の537時間から、2014年の247時間、2015年の117時間、2016年末には110時間へと年々減少しています。なお、ASEAN+6諸国全体における平均は121時間となっています。



151億8,200万USD

直接投資の登録額



158億USD

直接投資の登録後の実際の資本注入額

金融

資本市場

ベトナムの証券市場は国家証券委員会によって監督・規制されています。中心となる証券市場はホーチミン証券取引所（HOSE）及びハノイ証券取引所（HNX）です。ベトナムの法律には、株式、債券、出資証券といった有価証券についての規定が存在します。2015年5月5日、政府はデリバティブに関する議定（Decree）42/2015/ND-CPを発効し、また2016年1月19日にはCircular 11/2016/TT-BTC が発行され、本議定の細則を定めています。デリバティブ証券市場は2017年の第Ⅰ四半期に開く見込みです。

2009年6月に設立された未上場会社の市場であるUPCoMは市場内での自由な取引を目指し、企業情報の透明性を向上し、そして投資者のリスクを軽減しています。2015年には、政府は国有企業に対する海外直接投資において、マジョリティーもしくは全株式を保有することを許可しました。2015年9月1日より、2015年6月26日に発行された議定（Decree）No. 60/2015/ND-CPに基づき、従来は全株式の内の49%までしか外資投資が出来なかった多くの分野において、投資が出来るようになりました。しかしながら、銀行業の30%までの保有制限²、物流分野における49-51%までの保有制限、娯楽分野における49%等、一部の産業に対しては引き続き規制が存在することとなりました。なお、確定所得証券の保有についての規制はありません。

現行の規則では外国籍投資家は、上場企業の発行済み株式数の49%までしか保有できません。銀行業界は特例で、外国籍投資家は銀行の発行済み株式数の30%まで、株式総数の15%まで（首相の承認を持つ場合は20%まで）しか保有できません。確定利付証券を保有することには特に制限を設けていません。

ベトナムでのすべての証券取引は、VNDで実施されなければなりません。上場企業の証券を売却や購入するためには、外国籍投資家はベトナムの認可されている金融機関で開かれた特別なVNDの間接投資口座を介して取引する必要があります。

金融制度

ベトナムの金融制度は1988年に構造を2層に分けて、ベトナム中央銀行（SBV）が、銀行部門を規制・監督することとなり、商業活動の規制・監督は、金融機関へと移行しました。

SBVは中央銀行として機能すると同時にベトナム社会主義共和国の政府機関としても機能しています。政府の指示の下で運営されているため、SBVは重要な意思決定に対しては、政府または首相の承認を受けなければなりません。

2層構造に分けられてからベトナムの金融制度は急速に発展してきました。ベトナムの金融機関の種類としては国有商業銀行（SOCBs）、合資商業銀行、合併銀行、100%外資系銀行、外国銀行の支店、信用協同組合、ファイナンス・リース会社及び金融会社があります。

国内銀行部門を独占しているSOCBsはベトナム外商銀行（Vietcombank）、ベトナム工商銀行（Vietinbank）、ベトナム投資開発銀行（BIDV）、ベトナム農業農村開発銀行（Agribank）の4行により構成されています。SOCBsは現在、銀行システムの総資産の約70%を占めます。しかしながら、これらの金融機関の占める割合は減少傾向にあります。

2016年は段階毎に行われる銀行再編の第Ⅱ段階の初年度でした（第Ⅰ段階：2011-2015、第Ⅱ段階：2016-2020）。業績不振や自己で組織再編を行うことの出来ない銀行では合併・買収が行われ、不良債権率が2.7%まで下がっており、一定の成果を上げています。

過去十数年において、外国銀行はベトナムでの存在感を増してきました。2016年6月30日時点においては、国内には外国銀行の支店が51店舗、ジョイントベンチャーの銀行が2行、100%外資の銀行が6行設立されています。

現在の法律では国内銀行における国外での株主の保有率は30%を超えてはならないと述べています。戦略的パートナーとしての外国銀行に許容される保有率は最大15%（首相の承認を持つ場合は20%）であり、また戦略的な投資家でない非銀行の投資家は5%しか保有していません。

銀行業界は急速に発展していますが、ベトナムはまだ現金社会です。2015年末時点におけるベトナムの人口9,000万人以上の内、銀行口座を開設している人数の割合は約2割に留まります。

法の取り扱い

現行の規制の下で金融機関は一般的な銀行業務から資金運用管理、または証券サービスまで幅広い業務を提供できます。実際には、ライセンス上の制限があるため、特定の銀行業務が他の法的機関を通じて提供されることもあります。

WTO加盟時の公約文書に従って、政府は、国内と国外の金融機関の両方に公平な競争の場を提供することを約束しています。

外国籍投資家の銀行サービス

一般的に、すべての外国籍投資家は、ベトナムで事業を行うために銀行口座を開設する必要があります。外国籍投資家は、VNDの口座と他の外貨の口座を開くことが許可されています。外国籍企業は、すべての資本及び配当取引に利用する資本金口座を開設するための条件に留意する必要があります。

保険業界

1990年代初頭にベトナムの自由化政策は、海外投資に保険業界への門戸を開きました。それ以前は、市場が国有企業によって支配されていました。外国籍企業は現在、100%外資、現地パートナーとの合弁会社の他、支店または駐在員事務所として保険事業を運営することができます。合弁会社の場合は有限会社の形態で設立する必要があります。

保険業界（生命保険及びそれ以外の保険会社）は過去10年間で大きく成長しており、2005年から2013年までの成長率は13.7%で、2014年には14.89%の成長がありました。2015年に保険料は約680億VND(30億USD)に達し、1年で21.43%の成長を記録しました。この成長は生命保険が牽引しています。それにもかかわらず、国内全体における保険の普及率はまだまだ低い状態です。2015年6月末においては、ベトナムには内資・外資を含めると61社の保険会社が操業しています。内訳としては、非生命保険業：29社、外資の非生命保険業の支店：1社、生命保険業：17社、生命保険の代理店：12社、再保険業：2社でした。ベトナムはアセアン経済共同体（AEC）、VNEU FTA、TPP³、及びTPPに加盟予定であることからベトナムにおける海外からの投資や資本注入は増加する見込みであることから、市場における

本分野へのニーズは高まることが想定されますが、市場競争も激化する見込みです。

ベトナムで保険市場は高度に規制されています。保険会社は2000年の保険業法に関する法律、2010年の改訂を含む多数の法令の下、保険監督局、金融省の下部組織によって監督されています。

投資運用業

2016年、ベトナム証券市場においては、VN-Index（ベトナム株価指数）は16%増加し、時価総額はGDPの46%に達し、前年比で40%の増加であり、全体的に市場は回復方向に向かっています。2017年においても本傾向は続くことが見込まれます。理由としては、2017年第I四半期にデリヴァティブ市場が開くこと、Petrolimex、VEAM、ベトナム航空といった大手企業の上場、ベトジェットエア、PV Power、Mobiphone等のIPO（株式公開）等市場に大きな影響を与え得る事象が多く予定されていることが挙げられます。

2016年の終わりに現存する2つの証券取引所を1つに統合する計画が首相に提出されました。より効率的に取引が行われることを目的とした本合併は2020年の終わりまでに完了することを目指しています。また、2016年において、政府は国有企業の民営化の進展に力を入れています。民営化した企業は市場及び投資家に広く情報を提供するために、UPCoM証券取引所（未上場株式取引所）に上場することを求めています。

ベトナム証券市場の株価収益率は2016年12月時点で16を記録し、もはやアジアでの安い株式市場であるという事は出来ません。

現在、ベトナムで40以上の資産運用会社が営業しており、公共投資信託及び民間のメンバー・ファンドがサービスを提供しています。

国家証券委員会は証券市場を監督し、市場参加者にライセンスを提供する権限を有し、市場の活動を規制しており、投資運用業を規制・監督しています。ベトナム中央銀行も銀行の資産管理サービスを制御する役割を有しています。

事業形態

新企業法は2014年11月26日にベトナム国会にて採択され、2015年7月1日から施行となりました。法律はベトナムでの運営が許可されている4種の事業形態を規定しています。

- ・ 有限会社
- ・ 株式会社
- ・ 個人企業
- ・ パートナースhip（合名会社）

外国籍企業のベトナムでの進出形態としては1名または複数名の有限会社、株式会社、パートナースhip（合名会社）、支店、事業連携契約に基づく進出（BCC）、そして駐在員事務所の設立があります。

外国籍投資家は既存の国内企業を株式を購入・取得することを許可されていますが、所有権自体は制限されます。制限の内容については業種により異なります。

各組織形態の主な特徴と構造について、以下に記します。

有限責任会社

有限会社は1人有限会社と2人以上有限会社の2種類が存在します。

有限会社は株式を発行することができず、社員の数も50名を超えることができません。

有限会社の設立

ベトナムで有限会社を設立し、またはベトナムへ初めて投資をする外国籍投資家は、投資プロジェクトを持たなければなりません。ここで言う投資プロジェクトとは特定の期間、地域において投資を行うための中期または長期的な資本投入の提案の集合体です。設立にあたっては次の書類を認証したものを用意しなければなりません。

- ・ 投資家の法的地位
- ・ 投資優遇措置への提案書
- ・ 投資者の財務能力の報告書

旧法下では、ベトナム国内資本の企業に対して旧企業法に基づき事業登録証明書（BRC）、外資の企業に対しては旧投資法に基づき投資証明書（IC）が発行されており、企業情報も記載されたICがBRCを兼ねていました。

2015年7月付で改正された企業法・投資法の下では、証明書の様式が変わり、事業登録証明書（BRC）と投資登録証明書（IRC）になります。これまでは1通のICに記載

されていた企業情報と投資情報が、企業情報はBRC、投資情報はIRC、と2つの証明書に分かれました。

今後、新設の外国籍企業はBRCおよびIRCの双方を取得する必要があります。

本取得手続きにおいて、当局が追加の資料を求めた場合、時間がかかる可能性があります。ケースによっては、IRCは特定の条件を満たした場合自動的に発行されます。ただし、IRCが承認されない可能性もあります。これは当局の判断に左右されます。

投資プロジェクトは、企業登録がなされる前に評価されます。投資登録証明書（IRC）は、申請書類を提出してから15日で発行されます。設立に際して、他にも次の手続きが必要です。

- ・ [新聞に投資ライセンスの承認及び内容の公告](#)
- ・ [法人印の作成登録](#)
- ・ [銀行口座の開設](#)
- ・ [従業員の採用計画を労働局へ登録](#)
- ・ [社会保険を社会保険省への登録](#)
- ・ [事業登録税の支払い](#)
- ・ [採用した会計システムを所轄税務署への提出](#)

資本要件

有限会社に対して、通常は資本要件が存在しません。ただし、一部業種においては設立の際の、資本要件が定められています。例えば、外国籍の金融機関は、最低資本金3,000億VNDを用意しなければなりません。新企業法（企業法68/2014/QH13の第48条）により、有限会社は法定資本を減資することができるようになりました。

有限会社は、株式を発行することができません。現金に加えて、資本拠出は金、土地使用権、知的財産権、技術、ノウハウ及びその他の資産の形態で行うことができます。

定款

有限会社は定款を定める必要があり、この定款が企業を設立するための申請資料に必要です。企業の権利、義務、取締役会や株主等は企業法と投資法の規定に基づきます。

定款は以下の内容を含みます。

- ・ 企業名及び本社、支店、駐在事務所の名称
- ・ 事業活動の一覧
- ・ 法定資本、法定資本の増資・減資の状況
- ・ 投資家（株主）の氏名、住所、国籍及びその他情報
- ・ 投資家（株主）の権利及び義務
- ・ 経営組織図
- ・ 企業の法的代表者
- ・ 決定の承認手続き
- ・ 紛争解決の方法
- ・ 取締役、社長及び監査役の給料、報酬及び賞与の計算する根拠・方法
- ・ 税引き後利益の分配及び損金の分担に関する原則
- ・ 解散及び資産の清算手続

定款が法律に違反しない限りにおいて、定款は投資家（株主）と企業を拘束します。

経営組織体制

有限会社の経営組織の構造は一人有限会社が二人以上有限会社かによって異なります。

一人有限会社では、経営組織は株主と社長により法的代表者が任命されます。

2人以上有限会社の経営組織は社員総会、会長、社長より構成されます。

社長・取締役は企業の通常業務を執行するために、任

命・雇用されます。同じく委員により選出される社員総会の議長は企業の取締役・社長を兼任することができます。

11 名以上の社員を有する有限会社は、監査役会を設立し、取締役会及び社長による企業経営・管理事業を監査しなければなりません。監査役会の権限及び任務は、企業の定款に記載されます。

申告義務

ベトナムで設立されたすべての企業の財務諸表は、金融省によるベトナム会計基準及びベトナム会計システムの規定を遵守しなければなりません。個人企業及び合名会社は、各年度末より30日以内、それ以外の企業は、90日以内に当局へ財務諸表の提出が義務付けられます。

株式会社

株式会社とは、法定資本が3以上の組織または個人により保有されている企業を指します。これは、法人として認識され、かつ、ベトナムの法律の下で株式を発行できる唯一の事業形態です。株主は、企業への出資額の範囲内で企業の債務及び財産上の義務について責任を負っています。株式会社は有価証券を発行し、証券取引所に上場することができます。株式会社は100%外資所有、あるいは国内所有、または国内・外国籍投資家との合併いずれかの形をとります。

株式会社の設立

株式会社は、設立当初の株主による出資に基づいて、設立されます。株主の人数は、法律で最低3 名（もしくは3法人）とされており、上限はありません。

設立の次には、以下の手続きが必要です。

- ・ 新聞への投資ライセンスの承認及びその内容の公告
- ・ 銀行口座の開設
- ・ 従業員の採用計画を労働局への登録
- ・ 現地の税局及びその他の関係当局への登録
- ・ 採用した会計システムを金融省へ提出すること

株式及び株主

設立当初の株主は、株式会社が売却可能な株式総数の少なくとも20%を保有する必要があります。株主の国籍は問われません。株式会社は普通株式を発行する必要があり、優先株式及び社債を発行することもできます。優先株式には以下の種類があります。



- ・ 議決権優先株式（政府認定機関や創立株主のみ保有できる）

- ・ 配当優先株式

- ・ 償還優先株式

- ・ 定款に規定されるその他の優先株式

株主は、優先株式を普通株式に変更することが可能ですが、普通株式を優先株式に変更することはできません。

株式は議決権優先株式を除き、株主の間で譲渡することができます。

定款

株式会社は、定款を定める必要があり、会社を立ち上げる際には当局に定款を提出することが求められます。企業の権利、義務、取締役会や株主等は企業法と投資法の規定に基づきます。

定款は以下の内容を含みます。

- ・ 企業名及び本社、支店、駐在事務所の名称
- ・ 事業活動の一覧
- ・ 法定資本、法定資本の増資・減資の方法
- ・ 投資家（株主）の氏名、住所、国籍及びその他情報
- ・ 投資家（株主）の権利及び義務
- ・ 経営組織図
- ・ 企業の法的代表者
- ・ 決定の承認手続き
- ・ 紛争解決の方法

- ・ 取締役、社長及び監査役の給料、報酬及び賞与の計算する根拠・方法

- ・ 税引き後利益の分配及び損金の分担に関する原則

- ・ 解散及び資産の清算手続

定款が法律に違反しない限りにおいては、定款は株主と企業を拘束することとなります。

経営組織体制

株式会社は、株主総会、取締役会、社長、監査役会（個人である株主が11名以上である場合）を有しなければなりません。

取締役の人数は最低3人、最高11人まで設けることができます。取締役会のメンバーは任期5年以内で株主総会によって選任されます。取締役会は企業を代表して、完全な決定権を持ち、企業の権利と義務を行使する機関です。

申告義務

ベトナムで設立されたすべての企業は、金融省が規定したベトナム会計基準及びベトナム会計システムの規定を遵守しなければなりません。企業は年度末から90日以内に財務諸表を当局へ提出する義務があります。

公開会社の年次財務諸表は株主総会に提出される前に監査される必要があります。

1年以上株式を保有しているすべての株主は、財務報告、財務諸表等を確認する権利を有します。

合名会社

ベトナムで合名会社を設立するためには2名以上によるパートナーシップ関係の構築及び共同所有が必要です。彼らは合名会社のパートナーとなり、無限責任を負います。

合名会社は、有限責任の個人または組織も資本の一部を出資し、その出資額の範囲内において、責任と権利を有することになります。

合名会社は、ベトナムへの海外投資の手法として使われることはあまりありません。

支店及び駐在員事務所

企業法の規定に基づき、外国籍投資家はベトナム国内において、支店及び駐在員事務所を設立することができます。ただし、開設が認められるのは一定の業種に限定されます。支店及び駐在員事務所に関する規制は以下のとおりです。

- ・ベトナム国外で企業登記をしてから1年以上活動している外国籍企業は、ベトナムにおける駐在員事務所を設立することができる
- ・ベトナム国外で会社登記をしてから5年以上活動している外国籍企業は、ベトナムでの支店を設立することができる
- ・駐在員事務所・支店の設立許可書の期限は、5年間を限度に延長または更新することができる
- ・支店は設立許可書に記載された活動を行う権利を有する
- ・支店及び駐在員事務所の従業員はベトナムの法律に従って関連する税金の課税対象となる
- ・支店の会計も、ベトナムの法律により規定される会計制度に従わなければならない
- ・貿易省に年1回事業の営業及び財務状況に関する年次報告を提出することが求められる
- ・駐在員事務所は現地の貿易省に年次報告を提供することが求められる

事業協力契約(BCC' S)

事業協力契約は、複数当事者の間で結ばれる契約であり、ベトナム人投資家と外国籍投資家の間で結ばれる際に使われる形態です。会社の形態は取っていませんが、相互合意により割り振られた事業を実施することができます。この事業形態は、従来より、LLCsとJSCsが制限されている業種で利用されていました。この形態は、外国籍企業に経営管理を移さない民間投資の手段です。

BOT(建設・運営・譲渡)契約、BT(建設・譲渡)契約及びBTO(建設・譲渡・運営)契約

外国投資者はインフラ関連の建設事業のためにベトナム政府機関とBOT、BT、及びBTO契約を締結することができます。これは輸送、電力生産、給水、排水及び廃棄物処理事業に用いられる典型的な契約です。当事者の権利と義務は締結済みの契約によって設定されます。BOT契約、BT契約とBTO契約の違いは、プロジェクトがベトナム政府に譲渡されるタイミングにあります。

公共及び民間のパートナーシップ契約（組合契約）

一般的に“PPP (Public and Private Partnership)契約”と呼ばれる本事業形態は政府のインフラを担当する公共部門と民間企業で結ばれることが多い契約形態です。特に運送業、電力発電業、給水事業、排水事業、廃棄物処理事業において使われます。本契約形態には一括事業請負後譲渡方式（BOT方式）、BT方式及びBTO方式が含まれます。このような契約形態（BOT、BT、BTO、BOO、BTL、BLT及びO&M）の違いの判別は、「民間で実行していった事業をどの段階（タイミング）で公共部門に譲渡をするか」によって判別されます。

労務



雇用と労使関係に関する法律はResolution No. 51/2001/QH10号の下で大幅に改正・補充された1992年憲法の条項を基盤としています。雇用の規制に関する現在の法的枠組みは2012年に制定された新労働法により定められています。他の労働に関する法令として、新労働法の運用を円滑に行うために定められた労働争議、給与に関する政令、労働契約に関する政令等があげられます。

労働法は、採用、労働契約、勤務時間、労働規律、労働紛争解決などの労働に関する様々な事項について、規定しています。労働法は、外国籍企業と国内企業の双方に、また従業員と雇用主の双方に適用されます。

労働契約書

ベトナムでは、雇用関係は、従業員と雇用主との間で締結された契約によって、決定されます。この契約には以下の3種類の形態があります。

- ・ 無期の労働契約
- ・ 有期の労働契約（両当事者間による合意、期間は満1年から3年まで）
- ・ 特定事業または季節労働のための一時的な雇用（1年未満の雇用）

有期の労働契約は2回まで契約を更新することができます。その後は無期限の雇用契約を結ばなければなりません。雇い主が労働契約の更新を希望しない場合は現行の労働契約の満了日から少なくとも15日前に従業員に通知しなければなりません。

労働契約は労働・傷病兵・社会省（MOLISA）より公表された様式に準拠しなければなりません。労働契約は以下の内容が必要です。

- ・ 雇用主の氏名と住所
- ・ 従業員の氏名、生年月日、性別、住所、身分証明書番号
- ・ 業種と職場
- ・ 労働契約の期限

・ 給与金額、給与支払いの形式と支払日、昇給制度、勤務時間、休憩時間

・ 社会保険と医療保険

・ 職業訓練等

従業員が業務上、もしくは技術上の社内秘密に直接携わる場合、雇用主は労働契約において、守秘義務の条項を明記することができます。従業員が本条項に違反した場合には、賠償を求めることができる旨を明記することも可能です。

労働法では労働契約を締結・履行する際、雇用者が従業員の身分証明書・学位・証明書の原本を保管すること及び従業員に対し、労働契約の履行のために、現金またはその他の財産を保証金として求めることを禁止しています。

雇用が始まる前に労働契約書は法定代理人または権限委任者が署名しなければなりません。

地域別最低賃金

2017年1月1日より発効するDecree（政令）No. 153/2016/ND-CPにより、首相は地域による最低賃金の上昇（180,000 VND - 250,000 VND）を下記のとおり改訂し、増額を承認した。

・ 地域1：（ハノイ市、ハイフォン市、ホーチミン市、各々の都市部など）－375万VND

・ 地域2：（ハノイ市・ホーチミン市・ハイフォン市の農村部、ハイズオン、フンイエ、バクニン、フンイエ、タイグエン、ニャチャン、カントー及びラックザーの各省の省都など）－332万VND

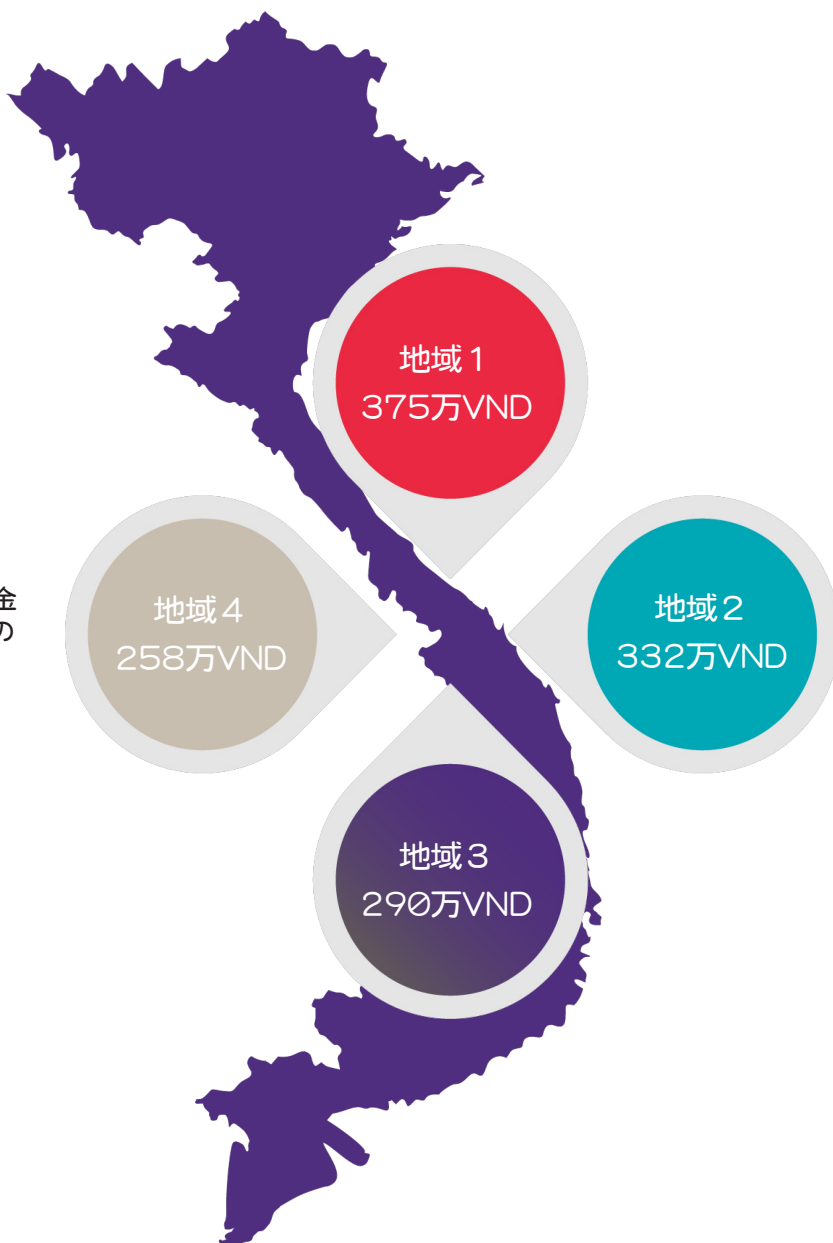
・ 地域3：（ハイズオン、ビンフック、フートオ、バクニン、ナムディン、フーイエン、ドンナイ及びティエンザン、ベンチェのその他都市）－290万VND

・ 地域4：（その他未発展地域）－258万VND

上記は地域別の最低賃金であり、会社と労働契約を結び就業時間を守る被雇用者については必ず適用される必要があります。例外の一つとして、ノルマや実績に基づく給与体系を採用する労働契約においてはこの限りではありません。ただし、そのような場合においても、下記の条件は守る必要があります。

・ 未熟練な労働者については、地域別の最低賃金以上の給与額を保障すること。

・ 熟練した労働者については、地域別の最低賃金に7%を上乗せした金額を最低賃金として保障すること。



勤務時間・時間外労働・休暇

勤務時間

ベトナムの労働法により、通常の勤務時間は、1日8時間、週48時間を越えてはならない旨が定められています。これは雇用主と従業員間の合意により延長することができますが1日10時間または週48時間を越えることはできません。

時間外労働

従業員の同意があれば時間外労働も可能です。従業員の時間外労働の時間数は、1日の通常勤務時間の50%、週12時間、月30時間、または1年で200時間を超えてはなりません。ただし、いくつかの特殊なケースにおいては、政府が、時間外労働を1年300時間まで許可することがあります。

時間外労働により、従業員は追加で賃金の支払いを受けることができます。通常勤務日の時間外労働の場合は、給与単価の150%以上、週休日の時間外労働の場合は200%以上、祝日または有給休暇の時間外労働の場合は300%以上を支払われなければなりません。

休暇

18歳未満の従業員、7ヶ月目以降の妊婦及び1才未満の子供を育児中の女性は勤務時間を1日1時間短縮され、時間外労働をしてはならない規定があります。

また、従業員は週ごとに1日は休日を取らなければなりません。

12ヶ月間勤務した従業員は、祝日を10日間有する他に、年次有給休暇を12日間取得することができます。危険な業務に従事する者や生活条件が過酷な地域において勤務する者は追加で2日間から4日間まで有給休暇を取得することができます。加えて、従業員の年次有給休暇の日数は、5年毎に1日追加することができます。

従業員は、給与の支払いはありませんが、病気による休暇を取ることができます。ベトナムの社会保険制度は、従業員の病気休暇手当、子供の看病をする女性従業員への手当を支給しています。年間に与えられた病気休暇は最高30日間（ほとんどの業種や職種で適用される）であり、子供の看病には最高15日間与えられます。給与の代わりに付与された手当は、給与の75%に相当します。

社会保険

ベトナムの強制社会保険、健康保険、失業保険（総称SHUI）には疾病手当、産休手当、職業障害手当、失業手当、退職及び遺族手当が含まれます。従業員及びベトナムでの雇用者は社会保険基金に月次の基本給に基づいて算出される強制社会保険、健康保険、失業保険の保険料を支払わなければなりません。

社会保険料は給料と負担比率に基づいて計算されます。

社会保険料の負担比率は以下のとおりです。

	社会保険	健康保険	失業保険	合計
雇用主	18%	3%	1%	22%
従業員	8%	1.5%	1%	10.5%
合計	26%	4.5%	2%	32.5%

SHUIの対象となるのは2015年1月1日から3ヶ月以上の労働契約（従業員数に関係なく）を有する従業員です。

2016年5月1日に発効したDecree(政令) No. 47/2016/ND-CPにより基礎賃金額は改訂され、月額1,210,000VNDとなりました。本改訂により、社会保険（SI）、健康保険（HI）、雇用保険（UI）の各保険料の算定方法は下記のとおりとなります。

- ・社会保険と健康保険の計算は基礎賃金の20倍を超えてはなりません。（現在は2,420万 VND（121万VNDの20倍）です）

- ・失業保険の計算の際の基礎賃金は地域毎の最低賃金の20倍を超えてはなりません。

（ホーチミン市で働く者の場合7,500万VND（375万VNDの20倍）です）

退職手当は社会保険から支給されます。社会保険料の納付期間が20年以上を超えている60才の男性もしくは55才の女性は月次で年金を受給できます。

追加で年金保険料を支払う場合、月最大100万VNDまで控除ができます。本制度は始まったばかりですが、将来的にこの制度が効果的に活用されることが期待されています。この制度により、従業員の未来の年金の財源が補充され、また従業員の労働意欲の向上にも繋がると考えられます。

保健及び給付

健康保険

基本的な健康保険は、社会保険基金が管轄しています。外国籍者の間では民間の健康保険が人気ですが、ベトナム企業と労働契約を結ぶ外国籍者も、原則としてはその地域の社会保険庁の管轄する健康保険制度に加入する必要があります。

労働者災害補償

労災や業務に関連する疾患を被った労働者は、初期治療期間中に給与の100%の手当を受ける権利を有します。雇用主は手当及びすべての検査や治療の費用を負担しなければなりません。治療の終了後、労働者は、障害や病気の程度に応じて社会保険基金から手当を受給できます。労働者が業務に関連する疾患で死亡した場合、家族は、社会保険基金より死亡給付金を受けられます。雇用主は労働能力の81%を失った労働者に対して、少なくとも30ヶ月の給与の補償金を支払う義務があり、また、従業員自身の過失によらない業務に関連する疾患及び病気で死亡した従業員に対しても、雇用主は遺族に相当額を支払わなければなりません。自身の過失により引き起こされた業務に関連する疾患及び病気で死亡した場合も労働者は少なくとも12ヶ月分の給与に相当する手当を受け取ることができます。

試用期間

雇用者と従業員双方の合意により試用期間を定めることができます。試用期間は特殊または高度な技術を要する仕事は60日、他の仕事は30日を超えることができません。また、試用期間の給料については、当該仕事に支払われる給料の85%を下回ることはできません。

解雇

現行の労働法は、従業員の権利を保護しています。一般的に、雇用主と従業員の双方は労働法で規定された特定の状況下では一方的に労働契約を解除できます。これらには、従業員の仕事の失敗、規律違反や重い病気を含みます。解雇は企業の財政上の事情や技術の進歩により従業員の人手が不要となった場合に可能です。解雇の通知は書面で作成しなければなりません。

雇用主は解雇にあたって、場合によっては、労働組合の執行委員会との間で協議し、同意を得る必要があります。雇用者または従業員が契約を終了する場合には、事前通知が必要です。事前通知の期限については従業員の雇用期間によって異なります。

契約の種類	事前通告期限
無期限契約	45日前
有期契約	30日前
季節契約	3日前

解雇制限

ベトナムでは雇用差別に対処するための法規制は存在しませんが、労働法は性別、人種、社会階級、信仰や宗教に基づく差別の禁止を規定しています。従って、企業は従業員をこれらの要因で解雇することができません。更に、労働法は女性の従業員が妊娠、結婚、産休、子供の看病が必要であることを理由に、解雇されてはならないことを規定しています。

退職金

雇用された時期により、支給方法は異なります。

・2009年1月1日以前に採用され、現在まで勤務する従業員：

契約解除の際に、勤続12カ月以上の被雇用者は勤続1年につき0.5ヶ月分の賃金に相当する解雇手当を受け取ることができます。

組織体制・技術革新、経済状況の変化または会社の合併、統合、分社化を理由とした契約解除の際、解雇手当は勤続1年につき0.5ヶ月分の賃金に相当します。

・2009年1月1日以降に採用された従業員：

契約解除までに、失業保険を支払った期間に基づき金額・支給期間は決定され、解雇手当が失業保険基金より支払われます。

大量解雇

雇用主が、大量解雇ができる状況は制限されています。具体的には自然災害、火災等が挙げられます。雇用主が大量解雇する場合は、労働組合と関係当局に事前に相談する必要があります。支給条件を満たしている場合、退職金手当を支給しなければなりません。

居住者と非居住者従業員の雇用

ベトナム労働法は、外国籍企業、支店や駐在員事務所がベトナム市民に優先的に就職の機会を提供しなければならない旨を規定しています。

外国籍企業での採用を望むベトナム市民は、以下の基準を満たさなければなりません。

- 18歳以上であること（例外有り）
- 法的義務を満たしていること
- いかなる犯罪行為においても起訴されていないこと
- 大衆組織、軍関係者の従業員、公務員ではないこと
- 引退した公務員または除隊した軍関係

者である場合、元雇用主からの承諾を得ていること

専門技術者や上層部の管理職を採用する場合において、ベトナム人の従業員では求める水準に達することが難しいと判断される場合のみ、外国籍を採用することができます。しかし、雇用主はこの職務を将来的にベトナム人でも可能になるよう研修を行う必要があります。採用の際、外国籍従業員は労働許可を得るために関連する最終学歴の証明書の原本を提出しなければなりません。

ベトナムで働いている外国籍は就労許可もしくは現地の労働局から就労許可を免除された証明書を取得する必要があります。

就労許可は労働契約の期間と連動して発行されます。就労許可は24ヶ月まで発行することができ、同じ長さで更新することもできます。

すべての外国籍は、就労許可証を申請する必要がありますが、次の場合を除きます。

- 二人以上有限会社の社員である場合
- 一人有限会社のオーナーである場合
- 株式会社の取締役である場合
- サービスを提供し、販売するためにベトナムに居る場合
- ベトナム人専門家では対処できず、ビジネスに多大な影響を与え、または、緊急性がある事象に対応する場合
- ベトナムで法律業務に従事する資格を有する外国籍弁護士である場合

なお、就労許可証の発行は、ベトナムがWTOに加盟するにあたり、履行することとなっている11項目のサービスの中に含まれる外国籍の労働市場における内部移動の項目については、2016年12月28日にDecree（政令）No.35/2016/TT-BCT の付属文書にて就労許可免除の記載があり、本法令は2017年2月以降に発効しました。

労働組合

すべてのベトナム企業及び外国籍企業は、従業員が労働組合に加入することを許可しなければなりません。雇用者と従業員の紛争は、交渉により解決することを推奨しています。解決できなければ、労働・傷病兵・社会省（MOLISA）あるいは労働審判所へ紛争の仲裁を求めることができます。

会社は労働組合の基金に総給与拠出額の2%を拠出する必要があります。



財務報告及び監査

ベトナムでの会計及び監査は会計・監査基準の持続的な改善、専門機関の発展、公認会計士や監査人の増加により、ここ数年で大幅に改善されました

ベトナム会計基準・ベトナム会計システム

会計基準

現在、2001年から2005年までの間に発行されたベトナム会計基準（以下「VAS」）は26種類あります。これら会計基準は国際会計基準審議会（以下「IAS」）により出された国際会計基準に基づいて定められています。ベトナムは国際財務報告の基準（以下「IFRS」）を積極的に採用していますが、IASにより公表されるIFRSが継続的に変更及び修正されているため、現在のVASはIFRSに追いついていない状況にあります。

ベトナムの首相により承認された戦略計画によれば、ベトナムはIASとIFRSの完全な採用に取り組んでおり、2020年までに完了することを目指しています。

会計システム

ベトナムではすべての企業が2014年12月22日に金融省により出されたCircular 200(No. 200/2014/TT-BTC)による、最新のベトナム会計基準を採用しなければなりません。VASはベトナム国内の全ての企業が採用しなければならず、採用に当たってのガイダンスも公表されています。

2016年8月26日、金融省は中小企業に対するVASの適用について定めたCircular（省令）No.133/2016/TT-BTC（以下“Circular133”）を発行しました。本省令は2017年1月1日に始まる年度より適用されます。本省令は金融省より出されたDecision（大臣決定）No.48/2006/QD-BTC（“Decision 48”）及びCircular（政令）No. 138/2011/TT-BTC（“Circular 138”）の規定を置き換えています。中小企業は従事する産業に基づき、業績管理及び法人としての意思決定を円

滑に行うために自発的に会計システムを構築していくことが求められています。会計システムの構築は後述するCircular200かCircular133のいずれかを適用しなければならず、会社は選択する権利を有します。ただし、いずれのシステムを採用したか、税務当局に通知をする必要があります。また、採用する基準は同会計年度内は一致している必要があります。

また、証券会社については、2014年12月30日に発行されたCircular No. 210/2014/TT-BTC（略称Circular 210）に従い、財務諸表を作る必要があります。Circular210では、証券法に基づき操業する会社における総勘定元帳、会計基準、財務諸表の作成におけるガイダンスを提示しています。本Circularは2016年1月1日より発効しました。

会計記録及び財務諸表

ベトナムで設立された会社における会計記録及び財務諸表は下記の条件を満たしていることが必要です。

会計記録

- ・ 枠組み：ベトナム会計基準（VAS）
- ・ 言語：ベトナム語
- ・ 報告通貨：VND(*)
- ・ 電子会計記録の使用は可能であるが、会社で写しを保管することが必要です。
- ・ 保管期間：会計記録は5年、会計データ、会計簿は10年、国家安全保障及び防衛に関わる文書は永久保管が求められます。

(*)外国籍企業の場合、その取引、支払が実際に当該通貨で行われている場合に限り、取引内容及び会計簿を外貨で記載することが認められます。ただし、法定財務諸表の作成の際には、会社の機能通貨をVNDに換算することが求められています。

財務諸表

- ・ 枠組み：ベトナム会計基準及びシステム（VASs）
- ・ 会計年度：会計期間は一般的に12ヶ月です。企業は暦年の終わり、または各四半期末（例：3月31日、6月30日、9月30日）のいずれかを決算期として定めます。企

業が12月末以外を年度末に設定する場合には現地の税務当局へ通知する必要があります。（**）

- ・ 言語：ベトナム語
- ・ 報告通貨：VND (***)
- ・ 承認方法：財務諸表は企業のチーフアカウンタント及び法律上の代表者による承認が必要です。

(**) 新設企業の場合、最初の会計年度は、会社の設立後15ヶ月以内であることが必要です。

(***) 外国籍企業の場合、その取引、支払が実際に当該通貨で行われている場合に限り、取引内容及び会計簿を外貨で記載することが認められます。ただし、法定財務諸表の作成の際には、会社の機能通貨をVNDに換算することが求められています。

金融省は2014年12月22日にCircular 202/2014/TT-BTCを発効し、連結決算の方法への変換方法について提示しています。

監査基準

ベトナム監査基準（VAS）には47項目の基準があります。2013年に37項目が定められ、2015年に新たに10項目が追加されました。VSAは国際監査基準（ISA）を基盤として定められています。ベトナムにおける会計監査は、必ず本基準及び独立監査に関する法（2011年3月29日発行、2012年1月1日発効）に基づく必要があります。



監査要件

独立監査に関する法律の下で、外国籍企業と上場企業、銀行、保険会社、その他金融機関などの公益企業（以下PIE、社会的な影響の高い事業体）、その他企業買収、企業形態の変更、破産した等の特殊な状況に直面している法人の年次財務諸表は監査される必要があります。更に、監査はベトナムで合法的に運営している監査法人により行われなければなりません。

現行規定により、銀行、銀行以外の金融機関と外国銀行の支店などの特定の事業体は5年毎に監査法人を変更することが必要です。他業種について、同様の義務はありませんが、同法は担当監査人及び監査法人の代表者は3年ごとに変更することを推奨しています。

外国籍企業は必ず年1回は監査を受けなければなりません。これらの企業に対して監査業務を実施するのは、年次で金融省によって承認される監査法人でなければなりません。2016年に金融省によって承認された監査法人数は150法人でした。

PIEはレビューを経た半期財務諸表及び監査済みの年次財務諸表を提出する義務があります。これらの財務諸表は国家保安委員会によってPIEへの監査を認可された監査人及び監査法人によって行われる必要があります。認可されている監査人、監査法人のリストは、毎年金融省、国家保安委員会及びベトナム公認会計士協会（VACPA）のウェブサイトに掲載されます。現在、リストにはGrant Thornton Vietnamを含む31法人が登録されています。

会社は会計期間の終了から30日以上前に独立監査人と契約を結ぶ必要があります。（2004年3月30日に締結されたDecree（政令）105/2004/ND-CP及び2012年1月1日発効した独立監査人に関する法律に基づきます）

申告・公表要件

外国籍企業は法定の監査済財務諸表を適切な認可機関に提出することが求められています。この場合の認可機関とは、管轄のライセンス当局、企業の本社が置かれている省や市の金融局や現地の税務当局、統計局が含まれ、報告日から90日以内の提出が求められます。輸出加工区域、工業区に所在する企業は、区域単位で諸手続きを行うことが可能です。

PIEはレビュー済半期財務諸表及び監査済み年次財務諸表の提出を貸借対照表日から45日以内に提出し、公開を貸借対照表日から90日以内に実施することが必要です。

税制度

1986年のドイモイ政策以降、ベトナム経済は政府主導の経済から、市場中心の経済へと様変わりしました。



Iこの時期より、ベトナムの税制も大きな変革を遂げました。特にASEAN（1995年加盟）、WTO（2007年加盟）といった国際機関への加盟による国際規範へ適応するために、税務政策や税制改革が行われてきました。また税の徴収や税務行政についても大きな改善が行われました。2007年にはベトナムで初となる税管理法が制定されました。この法律は税管理、情報管理、税徴収、罰則等について規定しており、これまで担当官の裁量に任されてきた部分についても、手引きを提示しています。2007年後半には、国民議会にて初めて全ベトナム国民を対象として、個人所得税法が採択されました。この法律は個人の課税所得を算定する際の個人及び家族の控除の概念を初めて取り入れた、画期的な法律でした。

2008年には4つの主要な税法（法人税法、付加価値税法、個人所得税法、特別売上税法）が改正されました。これらの改正法は2009年より発効しており、2013年に再度改訂が行われ、2014年と2015年にも改訂されています。

税務行政は金融省の下に位置する税務総局の管轄下に置かれています。また、税務の一部は各省の税務局（下部組織）にて管轄されています。

外国籍者は主に下記の税金が課税されます。

- 法人所得税
- 付加価値税
- 個人所得税
- 外国契約者税
- その他（特別売上税、環境税、輸出・輸入関税、自然資源税、土地家屋税等）

法人所得税（CIT）

概要

法人所得税はベトナムにて課税所得に値する収入を有する法人に課税され、下記の企業が課税対象となります。

- ・ ベトナムの法律に準拠して設立された企業
- ・ ベトナムで収入を有する外国籍企業（ベトナムでの恒久的施設の有無を問わない）
- ・ 協同組合法に基づいて設立された企業
- ・ ベトナムの法律に基づいて設立された専門企業
- ・ その他ベトナムで営利活動を行う法人

ベトナムで有限会社として設立された法人、もしくはベトナムで恒久的施設を有する会社は法人所得税の課税対象となります。この場合、会社は全世界法人所得税を支払わなければなりません。もし、会社が課税対象ではない場合、もしくは恒久的施設を有さない場合、ベトナムでの収入のみを申告する必要があります。

法人所得税の税率

現在、法人所得税の標準税率は20%です。ただし、270億VND未満の収益の企業では17%の税率が適用されます。

特定の業種においてはより高い税率が適用されます。

- ・ 石油やガス産業で稼動する企業は32%から50%の間の税率が適用されます。税率は所在地やプロジェクト内容によって異なります。
- ・ 鉱物資源の探査、調査、開発に従事する企業は40%から50%の間の税率が課税されます。税率は所在地によります。

ただし、法人所得税は投資優遇措置により減額される可能性があります。

損金算入として控除可能な費用と控除不可能な費用 控除可能な費用

下記の条件を満たす費用は法人所得税から控除可能です。

- ・ 商業活動に関連する費用
- ・ 十分な法定のインボイス及び証票を有する費用
- ・ 非現金で2,000万VND以上の取引である費用

- ・ 登録済の銀行口座で支払った費用
- ・ 控除不可能な条件に該当しない費用

控除不可能な費用

- ・ 現行の法制度に合致しない固定資産の減価償却費
- ・ 未払い、もしくは労働協約に記載のない従業員の給与
- ・ 平均月給を超える従業員への福利厚生費用（家族手当も含む）
- ・ 現行の法律で認められていない、研究及び開発への準備金
- ・ 雇用保険の支払用に、労働法の基準を超えて支給する手当
- ・ 親会社より恒久的施設へと割り当てられる経常費の中で、収入に基づく規定上の割り当て方式を上回るもの
- ・ まだ一部が支払われていない定款資本金に基づくローンの利子
- ・ ベトナム中央銀行の設定する利率の1.5倍以上の利率で貸付された非営利団体によるローンの利子
- ・ 株の評価損や貸し倒れ、金融投資の損失等に伴う引当金、もしくは現行法に基づかない建築に伴う引当金
- ・ 買掛金以外で、年度末に保有外貨のレートを確認した際に為替レートが低下していることが判明したことにより発生した損失
- ・ 教育、保健、自然災害、自然建築、慈善家屋、困窮者支援に対する寄付以外の寄付金
- ・ 行政罰に基づく罰金、納税の遅滞に伴い支払う延滞金
- ・ 従業員への任意積立年金及び任意保険、生命保険への支払で、1人当たり月額100万VNDを超える支払
- ・ 株券の発行、購入及び販売に関連する費用
- ・ 仕入付加価値税、法人所得税及び個人所得税

近年の法改正により広告・啓発費用の控除の上限額に関する規定が撤廃されました。

保険、売買目的有価証券、宝くじ等に関わるビジネスについては金融省は法人所得税の控除について、ガイドラインを設けています。

課税所得の算定

課税所得は全収入より控除金額を差し引いた上で、その他所得を加算して算定されます。

企業は課税所得の算定に当たって、会計上の所得より適正に課税所得を算出した上で確定申告をしなければなりません。

損失

企業が欠損金を計上した場合、連続する5年まで繰り越し、課税所得に加えることができます。

奨励されている活動における損失は非奨励活動における収益と相殺することが出来、逆もまた同様です。

不動産移転や投資事業の移転に伴う損失はその他の営業活動の利益と相殺することができます。

ただし、過去の利益と損失を相殺することはできません。

税優遇政策

投資奨励地域や特定の条件を満たす地域にて事業を行う企業は下記のとおり法人税の優遇を受けることができます。

- ・10%が適用される場合:

下記の条件に該当する事業は開始後、15年間は10%の税率が適用されます。

- 社会経済状況が困窮している地域
- 経済区・ハイテク区
- 高度技術、科学技術の研究及び技術発展、国家において特段重要なインフラ設備に関する投資
- ソフトウェア商品の開発、高度技術セクターをサポートする事業
- 国外で下記いずれかの製品の製造・サービスのサポートを行う場合（2015年1月以降に製造された物に限る）：
衣類、繊維製品、履物、IT、車の部品、機械工業
- ベトナム国内で生産された製品の内、EUの品質基準を満たす物、もしくはそれ同等の質を有する物

また、教育、トレーニング、職業訓練、保健、文化、スポーツ及び環境問題に取り組む企業は設立以降無期限で10%の税率が適用されます。

- ・15%が適用される場合

経済的に困窮している地域以外における農業、牧畜、水産養殖業及びそれらの加工業に従事する場合、10年間適用されます。

- ・17% が適用される場合

- 社会経済的に困窮している地域で事業を始めた最初の10年間

- 農業組合や見返り資金を用いたプロジェクトの全操業期間

その他の減税については、女性の就業人数や少数民族の割合の高い企業において適用可能性があります。

複数条件を満たした場合、免税期間（法人税0%）及び50%の減税を順次適用することも可能です。操業後、連続する2年～4年の間は免税、その後、連続する4年～9年の間は減税期間を設けることができます。

- ・大型の製造業について

使用が勧奨されている設備を用いる大型の製造業であり、下記Aの項目のいずれかとBの項目のいずれか、もしくは双方を満たす事業については、4年間の免税、9年間の5割減免、15年間の優遇税率10%の適用することができます。

(A)-1. 資本規模が6兆VND以上の事業で資本金の投入が3年以内に行われる事業

(A)-2. 資本規模が12兆VND以上の事業で、且つ資本金の支払が5年以内に行われる事業

(A)-3. 製造品目が2011年8月26日付で発行されたDecision 1483/QĐ-TTgで製造が推奨されている品目に該当する事業

（※いずれの場合も、特別消費税の対象になる品目に関わる事業及び天然資源の開発に関わる事業を除く）

(B)-1. 創業後最初の3年における収益が最低1,000億VNDを超えていること

(B)-2. 創業後3年以内に従業員数が3,000人を越えること

- ・短期で簡潔する事業について

12ヶ月未満で簡潔する事業については、① 最初の1年間に優遇税制を享受するまたは ② 税務当局に次年度に開始する、他のプロジェクトを実施した時から優遇税制の適用を受けることの承認を得る、といういずれかの方法にて対応が可能です。

- ・その他

事業拡大においても特定の条件を満たせば優遇税制が受けられます。

なお、新設企業とは新しく事業を始めて企業を対象にしており、設立済の企業を閉鎖した後に再始動する場合や再編成する場合には適用されません。

特定業種における優遇税制の税率は本事業において生じた収支に適用され、それ以外の活動により生じた収支には適用されません。

管理

法人所得税が課税される納税者は年次の確定申告が必要です。

法人所得税は四半期毎に仮徴収され、確定申告にて最終納税額が確定します。四半期毎の法人所得税は次の四半期開始後30日以内に支払われなければなりません。確定申告及び納税期限は年度終わり、もしくは年末日から90日以内です。確定申告後の納税額は四半期に仮徴収された金額の20%を超えてはいけません。20%を超える分の金額については納税対象となり、未納となった場合、第IV四半期の納期限から、年18%の延滞金が発生します。

標準の課税年度は暦通りです。企業は事業年度の開始をいずれかの四半期に設定することができ、その旨は税務当局に報告する必要があります。

企業はベトナム内で本部の所在する省の税務当局へ納税をしなければなりません。もし企業が他の省や市にある製造拠点と一緒に会計処理を行う場合は法人所得税の金額は企業の全ての支出において、各製造現場における費用の占める割合によって決まります。

キャピタルゲイン

ベトナムにはキャピタルゲイン税は存在せず、法人所得税の課税対象所得に含まれ、標準の税率が課されることとなります。

資本の譲渡や株券の販売については、法人所得税上様々なルールが存在します。課税されるキャピタルゲインを算定するに当たり、購入費用と移送費用は控除されます。この税は資本譲渡税です。売り手が外国籍企業の場合やベトナム籍の場合もしくは双方ともに外国籍企業であった場合であれば、利子が振り込まれるベトナム籍企業が支払義務を負うこととなります。

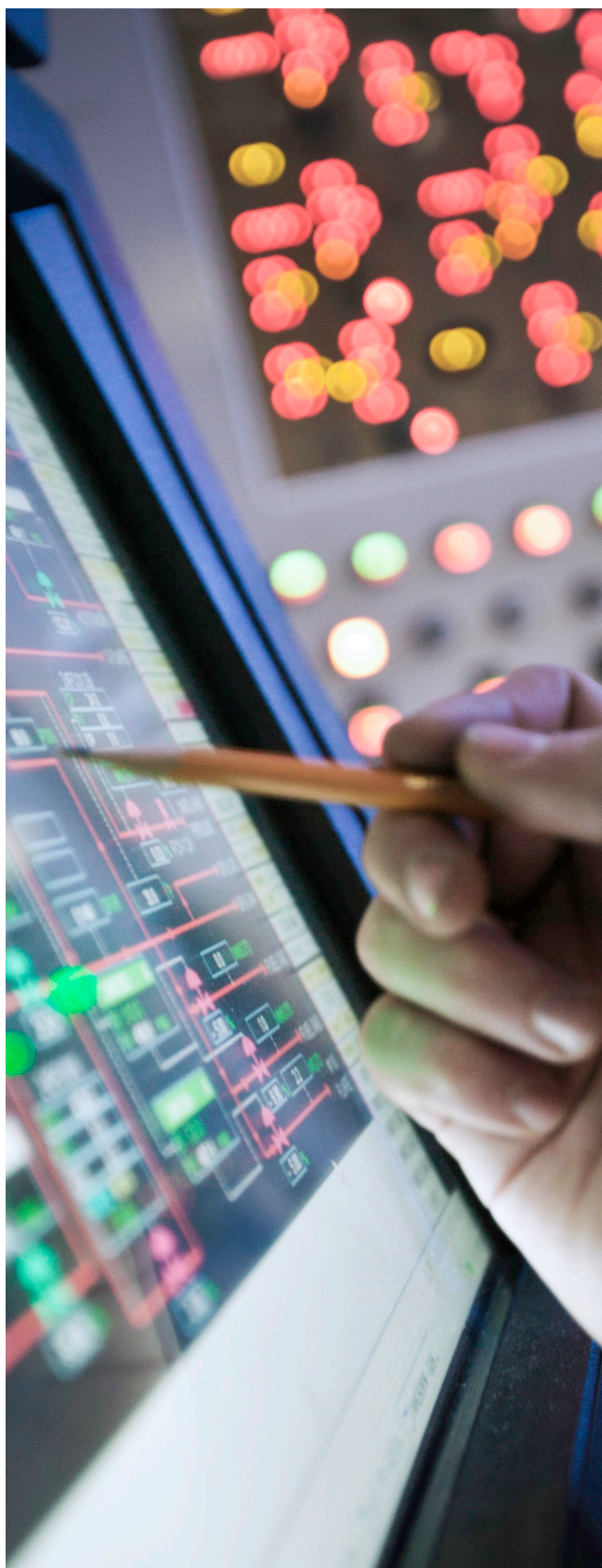
ベトナム籍の合併企業の分配の場合、利益の配分をグループ企業に行う場合の税率は20%です。

連結決算

法人所得税法では連結決算についての規定はありません。しかしながら、近年の法制下では、利益・損益を同じグループの他社の会計に移すことは禁じられています。

過小資本税制

現在、ベトナムでは過小資本税制は存在しません。しかしながら、いくつかの国外ローン契約や法人所得税（資本の貸し出しの許可や利率等）については関連する規定が存在します



配当所得

ベトナム国内法人が法人株主に支払う配当については、支払う法人が配当前に法人税の支払を完了している場合には、配当を受けた法人側では、法人税の非課税所得となります。

国外の法人から支払われた配当については、国外現地で課税されている場合は、配当を受けた法人側では、外国税額控除の対象となる可能性があります。

利益送金

国外からの投資家は利益を年間、もしくはベトナムでの投資が終わった時点で送金することが可能です。ただし、監査済みの財務諸表にて利益を計上していることを前提とします。

外国籍投資家、もしくはその企業は現地の税務当局に移送の7日前までに国外送金の通知をしなければなりません。

移転価格

関連企業間の取引は公正で適切に、且つ移転価格税制を考慮した形で行われなければならない、文書化における要件を満たし、諸取引が適正なアームレングス手法に基づいていることを証明する必要があります。

現行の移転価格税の関連法制によると、下記4項目のいずれかを満たす状況において、適用されます。

- i 株式関係：相互の20%以上の株式を持ち合う会社
- ii 組織運営関係：役員の5割が重複している会社
- iii 経済関係：総投入原料の5割以上を取引している会社

iv その他（親族関係、恒久的施設、事業協力合意等に基づく）

ベトナムの移転価格税制は経済協力開発機構（OECD）のガイドラインに基づきます。本ガイドラインにはアームレングス原則の採択方法も含まれており、独立価格比準法（CUP法、Comparable Uncontrolled Price Method）、利益比準法（CP法）、利益分割法（PS法、Profit Split method）コストプラスプライシング、再販売価格等について規定しています。

関連会社との間で取引を有する会社は法人税申告の際に移転価格申告（TPF）の様式を提出することが求められており、関連会社との間の取引及び適用する分析手法を開示しなければなりません。加えて、納税者は移転価格文書（TPD）の作成が求められています。TPDはTPFとの相関性を持っており必要があり、移転価格申告の中で、関係会社間取引がアームレングス手法で算出された価格の枠内にであるか否か明記する必要があります。当局から求めがあった時には、納税者は15日以内にTPDを申告しなければなりません。

2014年に事前確認（APA）制度が導入されました。事前確認申請の定義とは、納税者とベトナム税務当局（GDT）が事前に①税務算定の基盤、②移転価格算定方法、③一定期間にわたって対象となる関連企業間取引の独立企業間価格を決めるものです。ベトナム税務当局は現在、履行する上での細目をつめている現状です。

タックスヘイブン対策税制(CFC)

ベトナムにはタックスヘイブン対策を行う税制は存在しません。

付加価値税(VAT)

VATは間接税ですが、最終的に消費者が支払うこととなります。VATは物販からサービス提供、輸出入関係にまで幅広く関連する税金です。

概して、VATはサプライチェーンにおける購入、製造、販売等の各ステージで課税されます。事業が当局に登録されることにより、各地区税務当局の付加価値税の担当者は付加価値税の適正な運用がなされているかどうかを確認します。

付加価値税の税率

一般的な税率は10%ですが、他に以下のように0%または5%となる場合があります。

・ 0%の場合：

この税率は国外、もしくは非関税地帯へと輸出され、使用される財・サービス、または免税店への輸出、法定の特定の輸出サービス、輸出企業への建設・導入、航空業、海運業、国際運送業等、一定の条件を満たした場合に適用されます。

・ 5%の場合：

一般的にこの税率は経済的に困窮している地域への必要不可欠な財及びサービスに課されます。具体的には、飲料水、肥料、教育支援、加工されていない食料、機械及び医療設備、書籍、家畜への餌、農産品及びそれに伴うサービス、技術的・化学的なサービス、ゴムの木の乳液、砂糖、特定の文化的創作物、スポーツサービス、慈善的な賃貸が本項目に当てはまります。

・ VAT 免除の場合

下記の事項に該当する場合は、売上VAT (output VAT) 及び仕入VAT (input VAT) は課税されませんが、法人所得税の控除の対象とはなりません。

- ・ 特定の農産品
- ・ 肥料、家畜及び家畜用の餌、家禽、水産品及びその他動物の供給
- ・ 年収が1億VND以下の個人より購入する物品もしくはサービス
- ・ 輸入、もしくはリースされた掘削リグ、航空機、船舶（ただしベトナムで製造ができないものに限る）
- ・ 土地の使用権の譲渡（制限あり）
- ・ 金融派生商品及びクレジットサービス（クレジットカード発行、金融リース及びファクタリングを含む）、借主により抵当に入れられた資産の売却
- ・ ファンドマネジメントを含む多様な担保
- ・ 資本譲渡

- ・ 外貨取引
- ・ 債権買取
- ・ 特定の保険サービス（生命保険、健康保険、農業保険等）
- ・ 医療サービス
- ・ 教育及び研修
- ・ 新聞、雑誌その他書籍の印刷及び出版
- ・ 公共のバスによる交通
- ・ 技術、ソフトウェア（VAT 0%の対象の物を含む）の移転
- ・ 装飾品へと加工されていない金塊
- ・ 原油、石、土砂、天然土壌、天然石等といった加工前の天然資源
- ・ ベトナムで生産できない研究や技術発展に活用される機械、設備、原料等の輸入
- ・ ベトナムで生産できない石油やガスの分野における技術発展のために使用される設備、機械、代替品
- ・ 以下の方法で輸入される物：

ODA、政府機関及び個人への国際的な無償物品援助（上限あり）

また、付加価値税の申告を必要としない財やサービスの取引も存在します。この場合は売上げVAT (Output VAT) はかかりませんが、仕入れVAT (Input VAT) はかかることとなります。この取り扱いは下記の場合に行うこととなります。

- ・ 補償金、ボーナス、助成金（ただし、マーケティングやプロモーションサービスにより得られた物に対してはかかりません）
- ・ 排出権取引及びその他財務収益
- ・ ベトナムにて恒久的施設を有しない外国籍企業で、サービスがベトナム外で提供されている場合（輸送、機械や設備の保守点検のための人の派遣、宣伝、市場調査、投資や国外への販売の勧奨等）、また国外での物販、サービス、研修、電話でのサービスの提供の仲介料
- ・ 非営利団体、もしくはVAT非課税者による資産の売却益
- ・ 投資プロジェクトの移転 費用
- ・ 加工されていない、もしくは予備的な加工しかされていない農産品 の販売
- ・ 現物給付による資本拠出

・親会社と子会社、もしくは子会社間で資産を移動する場合

・保険会社より支払われる、第三者による賠償金や補償金

・VATが免除された財・サービスの販売の際の手数料

・財・サービスの提供に直接関与しない者が他の者の代理で料金を回収する場合（例：A社がB社より財・サービスを購入し、C社が代理で支払い、その後B社がC社に支払う場合、B社はVATの支払を免れる）

(1) 所定の値段で代理店で販売される郵便、電気通信、ロトくじ、航空券、バス・電車の乗車券、乗船券等の販売より得た手数料

(2) VAT0%が適用される代理店による、国際輸送、船舶輸送

(3) 保険の代理店

VATの計算方法

VATの計算方法は2種類存在します。

控除方式

VATは全会計簿、インボイス及び法令で規定されている関連文書を保有している場合に課税されます。年間歳入があり、年間VAT課税額が10億VNDを超える場合、も

しくは控除方式の下で自発的にVATを申告した場合にも課税されます。

支払額は下記のように算出されます。

VATの支払額

= 売上VAT (Output VAT)

- 仕入VAT (Input VAT)

仕入VAT (Input VAT) は下記条件を満たす場合に課税されます。

- 営業活動に関連していること
- 十分に適法なインボイスを有すること
- 非現金で2,000万VND以上の取引
- 登録された銀行による取引

間接方式

下記の場合に適用されます。

- 年間歳入があり、年間VAT課税額が10億VNDを下回る場合
- 個人及び事業主
- 適法な会計簿を有さない場合や投資法に規定のない事業を行う外国籍企業や個人の場合
- 金、銀、宝石の取引に従事する場合

よって、支払額は下記のように算出されます。



1%

物販に従事する事業



3%

製造や輸送、商品に関連するサービス



5%

サービスを提供する事業



2%

その他の事業

VAT支払額 = 歳入 × 該当する税率

適用される税率は事業内容によって異なります。

- 1%の場合

物販に従事する事業に適用されます

- 3%の場合

製造や輸送、商品に関連するサービスを提供する事業、建築契約における資材の取り扱いについて一定の条件を満たす場合に適用されます

- 5%の場合、

サービスを提供する事業、建築契約における資材の取り扱いについて一定の条件を満たす場合に適用されます

- 2%の場合

その他の事業を執り行う場合に適用されます

VAT管理

VAT課税商品を生産、もしくはサービスを提供するすべての法人、個人はVATを申告しなければなりません。課税対象商品を取り扱う法人の支店は別途VATを登録し、支店での取引に対してもVATを申告する必要があります。

事業主は翌月20日までにVAT支払額を月次で整理し、申告・支払をしなければなりません。ただし、前年度の歳入が5,000万VND以下であった場合は四半期毎の申告のみで足り、翌四半期開始後30日以内に申告・支払を済まさなければなりません。

インボイス、支払伝票の種類・記入

VATの申告において、企業は前刷のインボイス、自社で発行したインボイス、電子インボイスのいずれかを用いて申告することができます。申告書への記載内容については厳格に決められており、所定の内容は必ず記載されなければなりません。

2014年12月24日より、税務総局により、インボイス、契約書、支払伝票及びその他関連書類の内容が明確に一致している必要がある旨が規定されました。明確でない場合、VATの申告ができない可能性があります。

VATの還付

2016年7月1日以降発生分のVATの還付については、現在当局により受付が停止されています。

ただし、特定の条件を満たす場合（仕入VATが3億VNDを上回る輸出者等）、払戻を月次、もしくは四半期ベースで申請が受理される場合があります。ただし、輸出活動に伴い発生する仕入れVATの金額は輸出による収益の10%を上回ってはけません。新しく設立された企業が創業前の準備期間においては、年次ベースで払戻しを求めることができ、また、VATの支払累計が3億VNDを超えた際にも払戻しをすることができます。

輸入した製品をそのまま輸出する省活動によって発生するVATは還付が認められません。また、資本金が全額投入されていない事業について、VAT還付は認められません。

個人所得税（PIT）

個人所得税に関する新法律は2009年1月に発効しました。これはベトナムでの高額所得者を対象とした従来の条例や規則を大きく改正したものです。

PITの課税対象者及び税法上の居住者について

ベトナムでPITが課税される金額はベトナムでの所得内容のみならず、対象者が居住者か非居住者かによっても大きく変わってきます。具体的には居住者の場合は全世界所得に対する課税が行われ、非居住者にはベトナムでの所得のみに課税されます。

外国籍者は次のいずれかの条件を満たしていれば、税務上の居住者とみなされます。

- ・ 暦上で年もしくはベトナムに入国した日から連続する12ヶ月の内183日以上をベトナムで滞在していること

- ・ ベトナムで永住権を有する場合（外国籍が居住者証を持つ場合を含む）

- ・ 課税年度内において183日以上賃貸契約を有し、同年度において他国での課税対象者であることの証明が出来ない場合

非居住者の条件は上記のいずれにも該当しない場合に適用されます。

課税所得

課税所得は一般的に下記の10種類の収入により構成されます。

- ・ 給与所得
- ・ 事業所得
- ・ 投資所得
- ・ 資本譲渡所得
- ・ 不動産譲渡所得
- ・ 賞金収入
- ・ フランチャイズ・技術移転・ロイヤリティからの所得
- ・ 相続・贈与・賞金による所得

また、雇用所得の中で下記は課税所得に含まれません。

- ・ 外国籍者及び国外在住のベトナム人の引越し手当
- ・ 年1回の一時帰国費用
- ・ 研修所へ支払う研修費用
- ・ 国外駐在員の子供の高校までの授業料
- ・ 昼食費用（現金で支給される場合。上限有）
- ・ 課税対象の家賃手当の一部

（一定の条件を満たせば、下記の内、いずれか小さい金額を課税所得とすることが出来ます。

- 企業から支給される住宅手当以外の所得合計の15%の金額

・ 実際発生家賃額（電気、水道代等、家賃に付随する料金の支払も含む）

・ ベトナム労働法が定めている通常の勤務時間を超える夜勤や残業に対する手当

・ 労働災害事故の補償

・ 商船で勤務するベトナム人の収入

なお、上記のPIT課税除外項目について、より詳細な規定が存在するため、確認することが必要です。

非雇用所得の中で下記に該当するもの

・ 金融機関や生命保険会社より支払われる利子

・ 社会保険法に基づき支払われる退職年金（国外でそれに相当する物を含む）

・ 親族間における財産譲渡による収入

・ 特定の親族間における相続・贈与からの収入

・ 任意加入の年金による月次での年金の支給

・ 生命保険契約からの給付

・ 国外のベトナム人による外貨送金

・ 奨学金

・ 生命保険と非生命保険からの保険金の支払い

給与所得に対するPITの税率（累進課税）

年次課税所得（百万VND）		税率（%）
以上	以下	
0	60	5
60	120	10
120	216	15
216	384	20
384	624	25
624	960	30
960+	-	35

PIT 控除

下記の支払はPITの支払額算定の際に控除されます。

・ 法定の社会保険、健康保険、雇用保険への支払

・ ベトナムの任意年金への支払

・ 控除

(1) 基礎控除（900万VND/月）及び

(2) 扶養控除（扶養義務者1人につき360万VND/月）。扶養控除は自動的に適用されず、納税者が税務当局に扶養者を登録し、関連書類を提出しなければなりません。

・ 認可されている慈善団体への寄付

PIT の諸手続き

・ 個人税コード：

ベトナムで課税所得を有する個人は税コードに登録しなければなりません。雇用主は税コード登録の申請書を管轄の税務署へ提出しなければなりません。個人事業主等の非雇用形態の労働者の場合は自身で税コードの登録書類を提出しなければなりません。

・ PITの申告及び支払：

雇用者は従業員の給与所得より個人所得税を天引きし、必要な社会保障制度への支払をすると共に、月次（翌月20日まで）もしくは四半期（次の四半期開始後30日以内）毎に税務当局に申告した上で支払わなければなりません。確定申告は次年度開始後90日以内に済まなければなりません。

駐在員が帰任・帰国する場合、帰国する年度の確定申告を帰国する月に行う必要があります。過払い分PITの還付は対象者が税コードを保有している場合にのみ可能です。

非雇用所得については、基本的にその都度申告・納税をしなければなりません。

・ PIT の二重課税：

税法上の居住者で国外で所得を有する者で、且つ日本でも所得税が課税されている場合は、ベトナムにて外国税額控除ができる可能性があります。

・ PIT の課税年度：

ベトナムの課税年度は基本的に暦通りです。ただし、対象者が最初に来越した年度においては、到着した日から183日間経過する月までを最初の年度と見なします。次の年度は暦通りの年度となり、重複する月については控除の手続きを取ることができます。

PITの税率及び分類の概略（2016年度）

No.	課税所得の種類	税率	
		居住者	非居住者
1	給与所得	前述の表を参照（累進税率）(*)	20%
	事業所得		
	商品の流通・提供による所得	0,5%	
2	資材を含まない建設契約	2%	
	リース業、保険・宝くじ、マルチ商法の仲介業等	5%	
	原材料等を付随する製造活動、輸送等のサービス及び、資材を含む建設契約	1,5%	
	その他	1%	
3	投資所得	5%	
4	資本譲渡所得	費用が差し引かれた純利益の20%	譲渡価格の0.1%
	有価証券移転	株価取引の0.1%	
5	不動産譲渡所得	譲渡価格の2%/取引	
6	フランチャイズ・技術移転・ロイヤリティからの所得	1,000万ドン以上の総額の5%	
7	相続・贈与・賞金による所得	総額が1,000万を越える場合の10%	

外国契約者税(FCT)

FCTは国外の個人・法人がベトナムで財・サービスを提供し、収入を得た場合に課税されます。ただし、下記の場合は適用対象外となります。

(1) 純粋に物の輸送のみを行い、輸送の際の貿易条件（インコタームズ）上、ベトナムの受け取り主がリスクを負う場合で、ベトナム国内では関連するサービスが提供されない場合

(2) ベトナム国外で消費される財・サービスを提供する場合

外国契約者税は付加価値税相当部分（VAT-FCT）と法人所得税相当部分（CIT-FCT）とに分けられます。状況に応じて税率は異なります。

海外との契約内容により、以下3種類の支払方法があります

控除方式（VAS法）

下記契約に適用できます。

(1) VAT部分については売上げVATから仕入れVATを控

除する場合。

(2) CIT部分については 会計上の所得を基準として課税所得を計算し、通常の法人税と同様の方法で申告の実施。

注意点としては、本方式の採用のためには、課税される企業がベトナム会計システム（VAS）を採用している等の一定の基準を満たさなければならない点です。

直接方式（みなし法）

源泉による徴収方法です。本方式を採用する場合、ベトナム側に支払い義務が発生し、課税金額及び税率は契約内容に基づきます。外国契約者税の申告・納税は契約に基づく支払いの際に行われる必要があります。税率は契約内容に基づき、大きく変動するため、次に掲げる表をご参照ください。

なお、本方式を採用する場合、源泉での支払いができます。

ハイブリッド方式（折衷法）

本方式はその名のとおり、上記二方式を折衷した方式です。VATを控除方式、CITを直接方式でそれぞれ申告・納税する方法です。

2017年度 FCT税率(%)

FCT税率(%)			
	事業活動の類型	付加価値税分	法人税分
1. 貿易業	(i) 商品の流通、供給		
	(ii) 商品の流通、供給に付随してベトナムでサービスが提供される場合（現地での輸出入(on the spot export/import)を含む）	1 または免除	1
	(iii) 取引に際し、売り手が商品の輸送におけるリスクをベトナム領に入った後も負う貿易条件（インコタームズ）による商品供給。		
2. サービス業	サービス提供	5	5
	レストラン・ホテル・カジノ運営サービス	5	10
	商品供給と関連するサービス (商品とサービスの価値を契約上分類不能な場合)	3	2
3. 保険業	保険業	5 または免除	5
	国外再保険、再保険移転の手数料	免除	0.1
4. リース業	機械、設備のリース	5	5
	航空機、航空機エンジン・予備部品、船舶 (ベトナムで生産不能な航空機、船舶に適用)	免除	2
5. 銀行業	デリバティブ商品	免除	2
	貸付利子	免除	5
6. 資本投資	証券移転・預金証書	免除	0.1
7. 掘削業 (ガス、石油)		通常10	
	探査と発展の支援を目的とする商品・サービス供給	(5% ・免除(*))	5
8. 建設業	掘削リグのリース	免除	5
	材料、機械、設備の供給を含む建設、搬入業務	3	2
	材料、機械、設備を含まない建築、搬入業務	5	2
9. 輸送業	輸送業務（航路、気道での交通を含む）	3 または0	2
10. ロイヤリティ	ロイヤルティ・ライセンス料金 (ソフトウェアライセンス、技術移転、知的財産権の譲渡はVAT免除の対象)	免除 (*)	10
11. その他	他の商品	3	2
	他の事業活動	2	2

二重課税協定(DTA)の適用

ベトナムは二重課税を防止するために、70カ国以上とDTAを結んでいます。ベトナムとDTAを結んでいる国の個人・法人で、下記条件を満たす場合は個人所得税、もしくは法人税の支払を免れます。

(1) 法人の場合、契約者がベトナムで恒久的施設を有さないこと

(2) 個人の場合、ベトナムの税法上の非居住者であり、所属法人がベトナムに恒久的施設を有しておらず且つ、ベトナムの法人より給与の支払を受けていないこと⁴

ベトナム政府は2014年以降、積極的にDTAの活用を推進しています。大きな変更は、受益所有権と租税回避容認規定にあります。また、そもそもの申請目的が税率の低い国での課税を狙う等、DTAによる利益の享受であると判断できる場合、または利益を受けるのが収益所有権者ではない場合はDTAの適用はできません。本制度のガイダンスでは収益所有権者が利益を受けるべきであること、また下記要素が考慮されるべき旨を明記しています。

- ・ 受益者が利益の50%以上を12ヶ月以内に第三国の企業に分配しなければならない場合
- ・ 受益者がほとんど、もしくは全く事業活動を行っていない場合
- ・ 受益者が利益の管理もしくはリスク対処がほとんど、もしくはまったくできない場合
- ・ 受益者が低い税率の国に居住している場合
- ・ 受益者が仲介者もしくは仲介事業者の場合

その他の税

輸入関税

一般的に国境を越えてベトナムに輸入されるすべての商品は輸入関税の対象となります。具体的には下記の商品が対象となります。

- ・ 道路、河川、港、空港、国際鉄道、国際郵便等の通関上の国境を越えた後にクリアランスを経過してベトナムへ輸入される商品
- ・ 非課税の地域から地方市場まで移送された商品またはその逆の移送を経た商品
- ・ 取引もしくは交換により輸入とみなされるその他の商品

輸入関税の対象となっていない商品は以下のとおりです。

- ・ 関税法に基づいてベトナムの国境を通過して船舶輸送される商品
- ・ 人道援助物資
- ・ 国外から非関税地帯に輸入されその中でのみ使用される商品
- ・ 非関税地帯内で移転される商品

輸入関税率には標準関税率、優遇関税率、特別優遇関税率があります。

優遇税率は、ベトナムとの間で最恵国待遇をとっている国からの輸入物品に適用されます。納税者は自ら商品の出所を申告し、商品の出所の申告に関する責任を負っています。

特別優遇税率は財務大臣によって決定される各項目に個別で適用されます。

優遇税率及び特別優遇税率に該当しないその他の輸入物品については、標準関税率が適用されます。標準関税率は、最恵国税率の150%（1.5倍）となります。

輸入関税以外、特定の条件を満たした場合、既存の規則に従い反ダンピング税、反補助金税と反差別税またはセーフガード税も課されます。

輸出入関税についての法規制は頻繁に変わるため最新の税制を絶えず確認する必要があります。

輸出関税

輸出関税は限られた物にのみ適用されます。天然資源としては砂、チョーク、大理石、花崗岩、鉱石、原油、林産物、金属くず等があげられます。0%から50%までの税率が適用されます。

特別消費税（SST）

SSTは物品税の1種であり、一部の商品やサービスに課せられます。

・ SSTの対象となっている商品は下記のとおりです。

- ・ タバコ、葉巻き、タバコから加工されるその他の製品
- ・ スピリッツやビール
- ・ 乗用自動車
- ・ シリンダ容量125cm³以上の二輪オートバイ
- ・ 航空機及びヨット
- ・ 燃料
- ・ 90,000BTU以下の熱量のエアコン
- ・ カードゲーム

・ SSTの対象となっているサービスは下記のとおりです。

- ・ ダンスホール
- ・ マッサージやカラオケ
- ・ スロットゲーム機及びその他同様の機器
- ・ ゴルフ
- ・ 宝くじ

原料から課税対象の商品を製造している事業主は原料を得るためにかかった費用を申告しなければなりません。

SSTの支払金額は課税対象の金額に該当する税率を掛けて算定されます。税率は10%から70%の間です。

ベトナムでは納税義務者が課税回避ができないよう、措置が多く設けられています。例えば、課税される最低価格が設定されています。製造者が仲介業者を通じて販売する場合、課税対象金額は仲介業者が販売する金額の90%に設定しなければなりません。

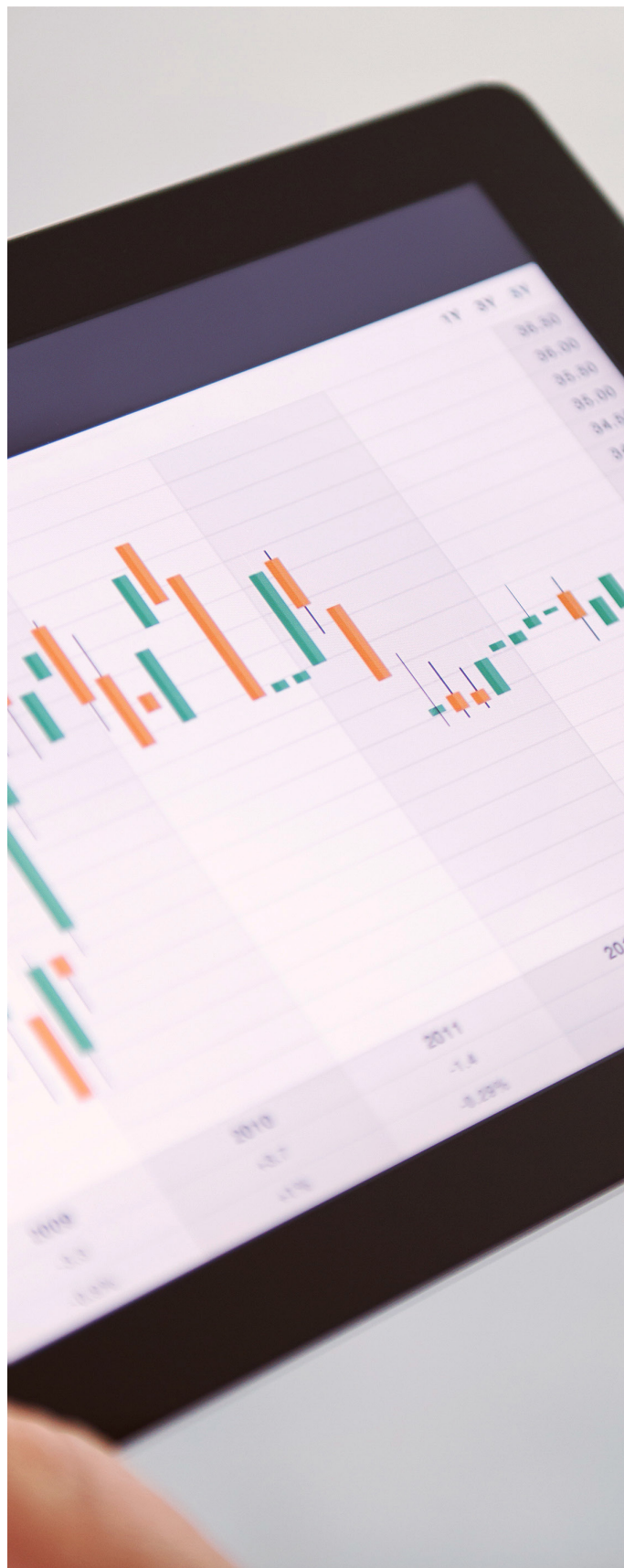
財産税

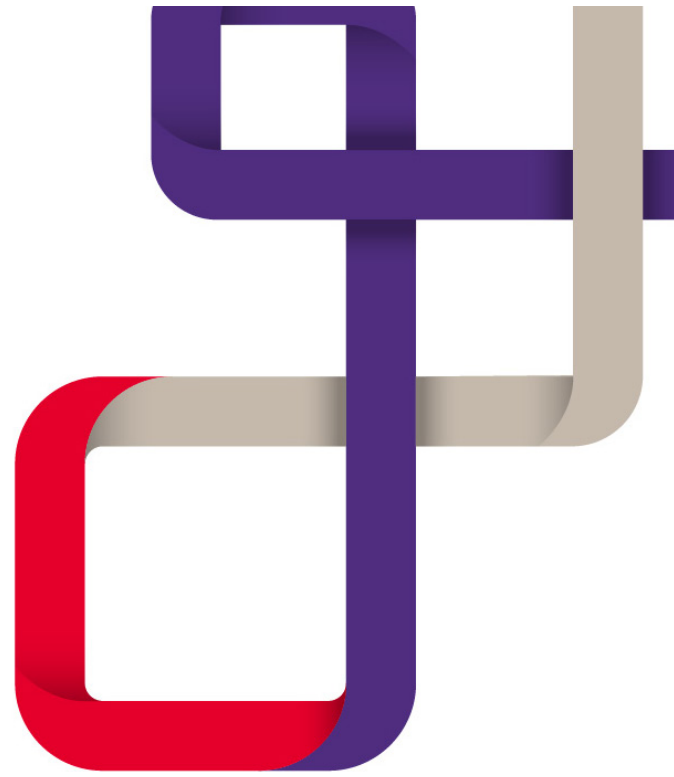
ベトナムの財産権は(1)土地使用权、(2)土地賃借料、(3)非農地使用税という3種の形態で徴収されます。

・ 土地使用料は国よりインフラを整えるために土地を賃借している組織、もしくは土地を割り当てられた組織に課されます。この場合の土地使用期間は長期間でなければなりません。

・ 土地賃借税料は投資家がベトナムで借りることができる土地の上限までかかります。上限は場所、工場数インフラ、業種によって異なります。支払いは数カ月もしくは年間単位で可能です。

・ 非農地使用税は非農地でビジネスのために土地を使う場合に課されます。税額は場所、土地代、適当税率に基づき計算されます。また、家やアパートの持ち主も非農地使用税が課税されます。税額は平方メートル当たりの土地代に0.03%~0.05%の間の税率をかけることにより出されます。





天然資源税

NRTは特許権を付与する税です。ベトナムの法律に準拠して天然資源の利用及び採掘に携わる全ての組織や個人は所属する産業、事業対象範囲や運用形態に関わらず天然資源税を登録し、申告し、支払う義務があります。

課税対象の資源は土地、島、内水、海の領土、排他的経済水域（ベトナムと隣国の共通の海域を含む）そしてベトナム社会主義共和国の大陸棚に存在するすべての天然資源、金属鉱物資源、非金属鉱物資源（土、石、砂、砂利、石炭、宝石、ミネラルウォーター、天然温泉など）、油、ガスや天然ガス、天然林の製品、天然の水産物、地表水、地下水などの天然水、天然資源に関する法律に基づいてその他の天然資源です。

資源の課税金額は市場価格の原則と採掘場所の販売価格の単価により算定されます。税率は0%から40%までとされており、特に石油、天然ガス、石炭ガスは日毎の生産量によって異なります。

天然資源税の免除もしくは減免は以下を含みます。

- 大容量の船舶による沖合漁業
- 国の電力網に供給されていない水力発電のために使用される天然水
- 整地や建設工事のための土壌及び土壌と組み合わせる製品

環境税

環境税は使用されることにより環境への悪影響を引き起こすとみなされる製品・商品に課税される間接税です。税金は絶対的な税率に基づき特定の商品の生産や輸入に課税されます。輸出製品は環境税が免除されています。

租税回避防止措置

ベトナムは租税回避防止規則はありませんが、税務当局は納税者への税務調査を実施する権利を有します。税務調査は、数年に1回定期的に行われます。税務調査の実施は税務調査の決定通知日から30日より後に行う必要があります。ただし、実施日については30日以内の延長が可能です。

期限までに納税しなかった納税者は全税額及び未納額に対し1日あたりの0.03%が延滞税として課されます。申告において不正確な算定を行った納税者については未申告額及び未申告額の20%に当たる罰金及び延滞金の支払いが求められます。

脱税や詐称行為をする納税者は、規則に従って税額的全額を支払う義務と共に脱税額の1～3倍の罰金を課されます。課税の訴求期間は10年、罰金の訴求期間は5年を超えてはなりません。

Grant Thornton (Vietnam) Limited

Head office in Hanoi

18th Floor
Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T +84 24 3850 1686
F +84 24 3850 1688

Office in Ho Chi Minh City

14th Floor
Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
T +84 28 3910 9100
F +84 28 3910 9101

ジャパンデスクへのお問い合わせ：



Nguyen Chi Trung

Managing Partner
T +84 24 3850 1616
E chitruong.nguyen@vn.gt.com



Nguy Quoc Tuan

Partner
T +84 28 3910 9180
E tuan.nguy@vn.gt.com



大形 薫 (Kaoru Okata)

Director
T +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com



唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director
T +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com



満重 弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager
T +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com



小澤 健 (Ken Ozawa)

Manager
T +84 28 3910 9151
E ken.ozawa@vn.gt.com



Grant Thornton

An instinct for growth™